

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省30－⑰)

政策分野名 【施策名】	森林の有する多面的機能の発揮									担当部局名	林野庁 【林野庁計画課/森林利用課/整備課/治山課/研究指導課/経営課/経営企画課/業務課/企画課】		
政策の概要 【施策の概要】	全ての森林は、森林の有する多面的機能の発揮を通じて、国民生活に維持・向上に寄与しており、各々の森林について、期待される機能が十分に発揮されるよう整備し、保全しなければならない。 従って、森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させていくため、面的なまとまりをもった森林経営の確立、多様で健全な森林の整備及び国土の保全等の施策を総合的かつ体系的に推進する。									政策評価体系上の位置付け	森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展		
政策に関係する内閣の重要政策	森林・林業基本計画(平成28年5月24日閣議決定) 第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給 2 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標 第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策 森林整備保全事業計画(平成26年5月30日閣議決定) 第2 事業の目標及び事業量 食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日閣議決定) 第2 食料自給率の目標 1 食糧自給率									政策評価実施予定時期	令和2年8月		
施策(1)	面的なまとまりを持った森林経営の確立												
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	小規模零細な所有構造にある我が国の森林において、森林の多面的機能の発揮を確保していくためには、面的なまとまりをもった森林経営の確立が極めて重要である。このため、施策の集約化や林地の集約化等により森林経営計画※ ¹ に基づく森林施策を一層推進する。また、多様で健全な森林整備のため、自然条件等を踏まえつつ、育成複層林への移行や長伐期化等による多様な森林整備を推進する。												
	目標① 【達成すべき目標】		施策集約化※ ² 等の推進										
	測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
							年度ごとの実績値						
							28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
	(ア) 民有林における森林経営計画※ ¹ の作成率		26%	平成25年度	60%	令和2年度	40%	45%	50%	55%	60%	S↑一直	森林の多面的機能を発揮させていくためには、面的なまとまりをもった森林経営の確立に向けて、意欲ある者への長期的な施策委託等により森林経営計画を作成し、施策の集約化を推進する必要がある。このため、民有林における森林経営計画の作成率を指標として関連施策を推進する。 各年度の目標値については、各年度一定量(5%/年)で向上させ、令和2年度までに60%まで増加させることとした。
						31%	30%	8月上旬 暫定値 把握予定					
	目標② 【達成すべき目標】		多様で健全な森林への誘導										
	測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
							年度ごとの実績値						
							28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
	(ア) 育成単層林のうち、育成複層林へ誘導した森林の割合		0.8%	平成25年度	2.8%	平成30年度	2.0%	2.4%	2.8%	—	—	S↑一差	多様で健全な森林を整備していくためには、立地条件等に応じた多様な整備を推進する必要がある。このため、公益的機能の一層の発揮のため育成複層林へ誘導した森林の割合を指標として関連施策を推進する。 各年度の目標値については、育成複層林に誘導することとされている350万haの育成単層林のうち、育成複層林へ誘導した割合を各年度一定割合(0.4%/年)向上させ、平成30年度までに2.8%に増加させることとした。
						1.5%	1.8%	7月末 暫定値 把握予定					

施策(2)		再造林等適切な更新の確保											
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎え、今後、主伐の増加が見込まれる状況にあることを踏まえ、公益的機能の発揮及び計画的な資源造成を図る必要がある。このため、主伐後の確実な更新を図るための造林コストの低減、優良種苗の確保、野生鳥獣による森林被害対策等を推進する。											
目標① 【達成すべき目標】		造林コストの低減											
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
	基準年度		目標年度		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度				
再造林面積のうち、伐採と造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗(ア) ^{※3} や成長に優れた苗木による植栽、低密度による植栽を行った面積の割合	11%	平成27年度	30%	令和2年度	15%	19%	23%	27%	30%	F↑－差	植栽による確実な更新を図るためには、育林経費の大半を占める造林初期におけるコストの低減を図ることが必要である。このため、①伐採と造林の一貫作業システムの導入、②コンテナ苗や成長に優れた苗木による植栽、③低密度による植栽等の面積の割合を指標として関連施策を推進する。 各年度の目標値については、毎年度の造林面積に対する上記①から③のいずれかを実施した造林面積の割合について、各年度概ね一定割合(4%/年程度)向上させ、令和2年度までに30%まで増加させることとした。		
					14.6%	20.0%	7月末 暫定値 把握予定						
目標② 【達成すべき目標】		種苗の確保											
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
	基準年度		目標年度		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度				
コンテナ苗生産事業者のうち、一定規模以上のコンテナ苗生産能力がある事業者の割合	19%	平成27年度	50%	令和2年度	25%	31%	38%	44%	50%	S↑－差	主伐後の再造林の増加が予想される中、再造林を確実に実施していくためには、苗木の生産拡大と安定供給が不可欠である。このため、植栽の作業効率や通年の活着率が高く、伐採・造林一貫作業システムに適するコンテナ苗を一定規模以上生産する能力(およそ5万本/年生産)がある事業者の割合を増やすことを指標として関連施策を推進する。 各年度の目標値については、各年度一定量(6.2%/年)向上させ、令和2年度までに50%まで増加させることとした。		
(ア)					25%	23%	28% (暫定値)						
目標③ 【達成すべき目標】		野生鳥獣による被害対策の推進											
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
	基準年度		目標年度		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度				
鳥獣害防止森林区域を設定した市町村のうちシカ被害発生面積が減少した市町村の割合	－	－	対前年度以上	各年度	－	－	－	対前年度以上	対前年度以上	F↑－直	再造林を確実に実施していくためには、深刻化するシカによる食害等の対策が不可欠であり、さらにシカ個体数の増加が推定される中、シカ被害の対策の確実な推進が重要である。 こうしたことから、平成28年5月の森林法改正では、重点的にシカ被害対策を講ずるため市町村等が設定する「鳥獣害防止森林区域」に関する制度が創設された(平成29年度施行)ところである。 このため、「鳥獣害防止森林区域」を設定した市町村において、シカ被害に関する施策の効果がどのように発現されたかという観点から評価できるよう当該指標を設定した。 各年度の目標値については、シカ被害発生面積が減少した市町村の割合を前年度より増加させることとした。 ※「実績値」については、評価書実施時期までに評価対象年度の実績値の把握が困難なことから前年度実績値を用いて評価を行う。		
(ア)					－	－	52%						

施策(3)		適切な間伐 ^{※4} 等の実施										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		地球温暖化防止を含む森林の多面的機能の着実な発揮を図るためには、間伐等の適切な森林整備を進めていく必要がある。このため、引き続き間伐等の適切な森林整備を推進する。										
目標① 【達成すべき目標】		水源涵養機能等の維持増進										
(ア)	測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度	目標年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度				
				76.11%	76.95%	77.78%	－	－				
		73.61%	平成25年度	77.78%	平成30年度	70.45%	69.12%	7月末 暫定値 把握予定			S ↑－差	地球温暖化防止を含む森林の多面的機能を発揮させていくには、引き続き、間伐等の適切な森林整備を推進する必要がある。このため、「森林整備保全事業計画」が掲げる適切な間伐等の実施により、土壌を保持し水を育む機能が良好に保たれている森林 ^{※6} の割合を指標として関連施策を推進する。 各年度の目標値については、各年度一定割合(約0.84%/年)向上させ、平成30年度までに77.78%まで増加させることとした。
施策(4)		路網整備の推進										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		森林の整備及び保全には路網の整備が不可欠であり、育成単層林等においては施策等の効率化に必要な路網を整備する一方、天然生林等においては管理に必要となる最小限の路網を整備し、又は現在の路網を維持するなど指向する森林の状態に応じた路網整備を進める。										
目標① 【達成すべき目標】		路網整備による森林資源の利用促進										
(ア)	測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度	目標年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度				
				16億2千万 ㎡	17億㎡	17億9千万 ㎡	18億7千万 ㎡	19億5千万 ㎡				
		14億6千万 ㎡	平成26年度	23億4千万 ㎡	令和7年度	16億14百 万㎡	16億95百 万㎡	17億74百 万㎡ (暫定値)			S ↑－差	戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎えている中で、公益的機能を発揮しつつ、森林資源の循環利用を推進していくことが大きな課題である。このため、林業の生産基盤となる林道等の整備により安定的かつ効率的な木材供給が可能となる育成林の資源量を目標として関連施策を推進する。 各年度の目標値については、「森林・林業基本計画」における令和7年までの望ましい路網延長(林道等:24万km、森林作業道:23万km)を達成した場合、木材の安定的かつ効率的な供給が可能となる育成林の資源量が23億4千万㎡となることを踏まえ、林道等の整備を各年度一定量(約1.5万km/年)実施することとし、平成26年度の14億6千万㎡から令和2年度の19億5千万㎡まで増加させることとした。

施策(5)		国土の保全等の推進										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		集中豪雨等による激甚な山地災害や松くい虫などの森林病虫害等の被害を最小限にとどめ、地域の安全性の向上に資することが必要である。このため、事前防災・減災対策としての治山事業の推進による山地災害の防止、松くい虫被害先端地における防除対策の重点化や地域の自主的な防除活動の推進を図りつつ、駆除措置・予防措置等の対策を引き続き推進する。										
目標① 【達成すべき目標】		山地災害等の防止										
測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
(ア) 周辺の森林の山地災害防止機能等 が適切に発揮された集落の数		54.7千集落	平成25年度	58.0千集落	平成30年度	56.7千集落	57.3千集落	58.0千集落	—	—	S↑－差	近年、集中豪雨等による激甚な山地災害が頻発しているほか、壮齢林での崩壊等に伴う流木災害の顕在化など、山地災害の発生形態が変化している。このような中、山地災害を防止し、被害を最小限にとどめるために事前防災・減災対策としての治山事業を推進する必要がある。なかでも地域の安全・安心な暮らしを確保する上で重要な集落周辺の森林については、一度損なわれれば人命、財産へ直接的に被害が及ぶことから、重点的に治山対策を推進する必要がある。このため、森林整備保全事業の目標等を定めた「森林整備保全事業計画(平成26年5月30日閣議決定)」に掲げる周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の数を指標として関係施策を推進する。 各年度の目標値については、これら集落を各年度一定量(約6百集落/年)向上させ、平成30年度までに5万8千集落まで増加させることとした。
(イ) 適切に保全されている海岸防災林 等の割合		98%	平成25年度	100%	平成30年度	99%	99%	100%	—	—		
						98%	98%	98% (暫定値) (9月上旬頃 把握予定)			S↑－他	安全で安心な暮らしを支える国土の形成に寄与するため、市街地、工場や農地などを飛砂害や風害、潮害等から守る海岸防災林等について海岸侵食や病虫害から森林を保全する必要がある。このため、森林整備保全事業の目標等を定めた「森林整備保全事業計画(平成26年5月30日閣議決定)」に掲げる海岸防災林等の延長約7,400Kmについて治山事業等の実施により適切に保全されている延長の割合を指標として関係施策を推進する。 各年度の目標値については、東日本大震災により被災した海岸防災林の復旧計画(令和2年度まで)も勘案しつつ、平成30年度までに概ね100%まで増加させることとした。 なお、東日本大震災に伴う津波により被災した海岸防災林で復旧が必要な延長164Kmについては、復興工程表に基づき令和2年度までに復旧を図ることとなり、進捗状況については別途参考として記載する。
目標② 【達成すべき目標】		森林病虫害等の被害の防止										
測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
(ア) 保全すべき松林※7の被害率が1%未 満の「微害」に抑えられている都府県 の割合		71%	平成26年度	100%	令和2年度	81%	86%	90%	95%	100%	F↑－直	松くい虫被害は強い伝染性を持つものであり、一旦微害化し防除対策を軽減した地域等で再び被害が激化するおそれがあることから、防除を確実に実施する必要がある。このため、被害対策の進捗について適確に把握し、着実な防除実施を図るため、松林の被害率を全国的に1%未満の「微害」に抑える都府県の割合を指標として関連施策を推進する。 各年度の目標値については、各年度一定割合(約5%/年)向上させ、令和2年度までに100%とすることとした。
(イ) 新たな市町村で松くい虫被害の発 生があった場合に、法令等に基づい てまん延防止措置を適切に実施した 割合		—	—	100%	各年度	100%	100%	100%	100%	100%		
						100%	100%	7月末 把握予定			F＝－直	松林の公益的機能の確保や防除に係るコストを踏まえつつ、新たに松くい虫被害が発生した市町村において、早期の段階で徹底的に防除を行う必要がある。このため、新たな市町村で松くい虫被害の発生があった場合に、法令等に基づいてまん延防止措置を適切に実施した割合を指標として設定し、関連施策を推進する。 各年度の目標値については、新たに被害が発生した全市町村でまん延防止措置を実行することとした。
(ウ) 高緯度・高標高の被害先端地域が 在する都府県の保全すべき松林の 被害率に対する全国の保全すべき 松林における被害率の割合		—	—	100%以上	各年度	100%以上	100%以上	100%以上	100%以上	100%以上	F＝－直	高緯度・高標高の被害先端地域は被害が未被害地へ拡大しやすいという特徴があり、被害のまん延の防止が必要である。このため、高緯度・高標高の被害先端地域が在する都府県の保全すべき松林の被害率に対する全国の保全すべき松林における被害率の割合の比率を指標として設定して関連施策を推進する。 各年度の目標値は、被害先端地域の市町村での平均被害率が全国の平均被害率を下回った場合である100%以上とすることとした。
						94%	106%	7月末 把握予定				

施策(6)		山村振興・地方創生への寄与									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		地方創生が喫緊の課題となる中、我が国の森林・林業を支える山村は、高齢化・人口減少等が他地域に先駆けて進行し、集落機能を維持することが困難な地域もあるなど、依然として厳しい状況に置かれている。このため、森林資源を活かした産業育成による就業機会の創出と所得の確保、生活環境の整備等による定住促進などの推進やきのこをはじめとする特用林産物の生産振興等の地域資源の発掘と付加価値向上を図り、生産・販売力を強化する6次産業化等の取組を推進し、山村の振興を図る。									
目標① 【達成すべき目標】		山村における就業機会の創出や都市との交流等の促進									
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
					対前年度比 100%以上	対前年度比 100%以上	対前年度比 100%以上	対前年度比 100%以上	対前年度比 100%以上		
(ア) 全国の振興山村地域※8の中から抽出した市町村に対し、(1)新規定住者数、(2)交流人口、(3)地域産物等販売額の指標のうちいずれかを満たす市町村の割合(前年比)	－	－	対前年度比 100%以上	毎年度	対前年度比 100%以上 (H27達成率87%) (H28達成率79%)	対前年度比 104% (H28達成率79%)	対前年度比 100%以上 (H29達成率97%) (H30達成率82%)	対前年度比 100%以上	対前年度比 100%以上	F＝一直	山村の振興に向けて、森林資源を活かした産業育成による就業機会と所得の確保、生活環境の整備等により定住を促進し、山村に暮らす人々がいきいきと生活できるようにしていくことが重要である。このため、全国の振興山村地域の中から抽出した市町村に対し、(1)新規定住者数、(2)交流人口数、(3)地域産物等販売額について、いずれかが維持または向上した市町村の割合を指標として関係施策を推進する。 各年度の目標値は、前年度と当年度との比率を算出し前年度比100%以上とすることとした。
(イ) 国産きのこの生産量	46万トン	平成25年度	46万トン	令和7年度	46万トン 46万トン	46万トン 46万トン	46万トン 46.8万トン (暫定値)	46万トン	46万トン	F＝一直	きのこ生産は、原木やチップの利用による森林整備への寄与や、きのこ生産による山村地域の雇用創出に寄与することから、人口減少等によるきのこ消費量の減少が予想される中、国産きのこの生産量を維持していく必要がある。このため、国産きのこの生産量を指標として関連施策を推進することとする。 各年度の目標値については、「食料・農業・農村基本計画」に掲げる生産努力目標の46万トンとした。
施策(7)		国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の促進									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		森林整備や木材利用を推進していくことは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生、快適な生活環境の創出などにつながることから、広く国民の理解を得つつ、社会全体で支えていくことが重要であり、その気運を醸成していくことが必要である。このため、多様な主体による森林づくり活動の促進に向けて、企業・NPO・森林所有者・地元関係者等のネットワーク化などによる連携強化の促進と環境教育等の充実を推進する。									
目標① 【達成すべき目標】		多様な主体による森林づくり活動の促進と森林環境教育等の充実									
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
					5.0万件	5.3万件	5.6万件	5.9万件	6.2万件		
(ア) 「フォレスト・サポーターズ」※9の登録件数	3万9千件	平成24年度	6万2千件	令和2年度	5.5万件	5.7万件	6.2万件			S↑－差	多様な主体による森林づくり活動の推進や森林環境教育等の充実を図るには、一般国民、CSR活動により資金援助等を行う民間企業、森林ボランティア団体等による森林づくり活動や森林環境教育への関わりが重要である。このため、国民一人ひとりが、それぞれの立場、可能な方法で、日常の業務や生活の中で、自発的に森林の整備等に取り組む「フォレスト・サポーターズの登録件数」を指標として関連施策を推進する。 各年度の目標値については、各年度一定量(3千件/年)向上させ、令和2年度までに6万2千件へと増加させることとした。
(イ) 森林に関するCSR活動等を実施する民間企業の割合	52%	平成22年度	82%	令和2年度	70% 78%	73% 73%	76% 69%	79%	82%	F↑－一直	多様な主体による森林づくり活動の推進や森林環境教育等の充実を図るには、一般国民、CSR活動により資金援助等を行う民間企業、森林ボランティア団体等による森林づくり活動や森林環境教育への関わりが重要である。このため、「森林に関するCSR活動等を実施する民間企業の割合」を指標として関連施策を推進する。 各年度の目標値については、令和2年度までに森林づくりに新たに取り組むことへ興味・関心のある企業及び現在興味関心はないものの将来的にはあり得るとした企業の割合である30%を基準値に加えた82%を最終目標値として、各年度一定割合(3%/年)向上させることとした。
(ウ) 森林ボランティア団体数	2,800団体	平成20年度から平成24年度の平均値	対前年増	毎年度	対前年増 4,168団体	対前年増 4,180団体	対前年増 4,219団体	対前年増	対前年増	S↑－直 (定性)	多様な主体による森林づくり活動の推進や森林環境教育等の充実を図るには、一般国民、CSR活動により資金援助等を行う民間企業、森林ボランティア団体等による、森林づくり活動や森林環境教育への関わりが重要である。このため、直接的に森林づくり活動に取り組んでいる団体や、森林づくりを森林環境教育の一環として実施したり、山村住民と都市住民の交流や地域づくりのきっかけとして活用している「森林ボランティア団体数」を指標として関連施策を推進する。 各年度の目標値については、前年度実績値よりも増加させることとした。

施策(8)		国際的な協調及び貢献										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		世界における持続可能な森林経営を推進し、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた目標(SDGs)の実現を図る必要がある。このため、持続可能な森林経営に向けた国際的な政策対話や取組に積極的に参画し貢献するとともに、開発途上国における持続可能な森林経営に向けた取組を支援するため、我が国が有する知見や人材等を活用し、多国間・二国間の連携、官民の連携等、多様な枠組みを通じた国際協力を推進する。										
目標① 【達成すべき目標】		国際協力の推進										
測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
(ア) 持続可能な森林経営※10を推進する 国際協力プロジェクト数		139件	平成27年度	153件	令和2年度	142件	145件	148件	150件	153件	S ↑ 一直	世界における持続可能な森林経営に向けた取組を推進し、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた目標(SDGs)の実現を図るには、国際的に協調しつつ多様な枠組みを通じた協力を推進する必要がある。このため世界における持続可能な森林経営の推進に向けて我が国が実施した国際協力プロジェクトの数(①林野庁補助・委託事業、国際機関への提出による国際協力プロジェクト、②JICAによる国際協力プロジェクト、③民間企業やNGO・NPOによる国際協力プロジェクトの合計数)を指標として関連施策を推進する。 各年度の目標値は、今後5年間で10%(毎年度2%)増加させることとした。
政策手段 (開始年度)		予算額計(執行額)			30年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等					平成30年度行政 事業レビュー 事業番号
		27年度 [百万円]	28年度 [百万円]	29年度 [百万円]								
(1) 森林病虫害等防除法 (昭和25年)		-	-	-	-	(5)-②-(ア) (5)-②-(イ) (5)-②-(ウ)	森林病虫害等防除法に基づく各種防除措置等を実施。 本法に基づき、47都道府県において、森林の保全を図るため松くい虫被害対策をはじめとした森林病虫害等の防除を実施することにより、森林病虫害等の被害の防止に寄与する。					-
(2) 国有林野の管理経営に関する法律 (昭和26年)		-	-	-	-	(1)-②-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア)	国有林野の適切かつ効果的な管理経営を確保するため、計画的な実施を図る。 本法に基づき、土壌の保持や保水機能を重視する森林や、多様な樹種や階層からなる森林、木材の安定的かつ効率的な供給が可能となる森林等を整備することにより、国有林野の公益的機能の維持増進が図られ、土壌を保持する機能や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用に寄与する。					-
(3) 森林法(普及指導事業制度) (昭和26年)		-	-	-	-	(1)-①-(ア) (1)-②-(ア) (2)-①-(ア) (2)-③-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア) (5)-②-(ア) (5)-②-(イ) (5)-②-(ウ) (6)-①-(ア) (6)-①-(イ)	都道府県に林業普及指導員を置き、森林所有者、市町村等に対し、林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導等を行う。 このことにより、森林施業が適切に行われ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営、山村地域の活性化に寄与する。					-
(4) 森林法(保安施設地区制度) (昭和26年)		-	-	-	-	(5)-①-(ア) (5)-①-(イ)	保安施設事業の実施により、山崩れ、土石流等による被害の防止・軽減を図る。 本法に基づき、保安施設事業を実施することにより、森林の山地災害防止機能等が確保されるとともに、海岸防災林等の機能が維持され、国土の保全に寄与する。					-

(5)	森林法(保安林制度) (昭和26年)	-	-	-	-	(5)-①-(ア) (5)-①-(イ)	保安林の指定により、森林の有する水源涵養、土砂崩壊やその他の災害の防備等の公益的機能の確保を図る。 本法に基づき、公益的機能の発揮が特に要請される森林を保安林に指定し、立木の伐採制限等の規制措置を講じることにより、森林の山地災害防止機能等が確保されるとともに、海岸防災林等の機能が維持され、国土の保全に寄与する。	-
(6)	森林法(林地開発許可制度) (昭和26年)	-	-	-	-	(5)-①-(ア) (5)-①-(イ)	保安林以外の民有林における水源の涵養、災害の防備等に支障を及ぼす開発行為の適正化を図る。 本法に基づき、森林の土地の適正な利用の確保を図ることにより、森林の山地災害防止機能等の多面的機能が確保されるとともに、海岸防災林等の機能が維持され、国土の保全に寄与する。	-
(7)	地すべり等防止法 (昭和33年)	-	-	-	-	(5)-①-(ア)	地すべり防止工事の実施により、地すべりによる被害の防止・軽減を図る。 本法に基づき、地すべり防止工事を実施することにより、山地災害等の防止に寄与する。	-
(8)	分収林特別措置法 (昭和33年)	-	-	-	-	(1)-②-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア)	分収方式による造林及び育林を促進し、適切な森林整備を一層推進。 本法に基づき、適切な森林整備を実施することにより、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用に寄与する。	-
(9)	森林法(森林計画制度) (昭和39年)	-	-	-	-	(1)-①-(ア) (1)-②-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア)	長期的視点に立って、森林の保続培養と森林生産力の増大を図りながら、森林のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう、森林の整備・保全の計画的な実施を図る。 本法に基づき、地域関係者の合意の下、発揮を期待する機能ごとの区域を明らかにし、森林計画制度の下、その機能を十分発揮できるよう森林の整備・保全の推進をすることにより、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営に寄与する。	-
(10)	林業種苗法 (昭和45年)	-	-	-	-	(1)-②-(ア) (2)-②-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア)	優良種苗の供給を確保するために優良な採取源の指定、生産事業者の登録、種苗表示の適正化を図ることにより、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用に寄与する。	-
(11)	森林の保健機能の増進に関する特 別措置法 (平成元年)	-	-	-	-	(1)-②-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア)	公衆の保健の用に供することが適当と認められる森林について保健機能の増進を図るための森林施策等の促進を図る。 森林の保健機能の増進を図るべき森林として、市町村森林整備計画に「保健機能森林」の区域を設定し、当該区域の森林整備等を行うことにより、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営に寄与する。	-
(12)	緑の募金による森林整備等の推進 に関する法律 (平成7年)	-	-	-	-	(7)-①-(ウ)	緑の募金の健全な発展を図るために必要な措置を定めること等により、国民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体が行う森林整備等に係る自発的な活動等の円滑化を図り、国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進に寄与する。	-
(13)	森林・林業・木材産業分野の研究・ 技術開発戦略 (平成29年)	-	-	-	-	(1)-①-(ア) (1)-②-(ア) (2)-①-(ア) (2)-②-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア) (5)-①-(ア) (5)-①-(イ) (5)-②-(ア) (5)-②-(イ) (6)-①-(ア) (6)-①-(イ) (7)-①-(ア) (7)-①-(イ) (7)-①-(ウ) (8)-①-(ア)	森林の多様な機能の発揮に関する研究等を実施することにより、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発を推進。 平成29年3月に策定された森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略を踏まえ、森林総研、都道府県等関係機関との連携を図りつつ、研究・技術開発を推進することにより、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展、林産物の供給及び利用の確保に寄与する。	-
(14)	農山漁村振興交付金 (平成28年度) (関連:30- 3,7,8,12,14,15,16,18,19,22)	-	7,326 の内数 (7,011 の内数)	8,602 の内数 (7,886 の内数)	10,070 の内数	(6)-①-(ア)	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結び付ける取組までを総合的に支援することにより、新規定住者数及び交流人口の維持向上等が図られ、山村地域の活性化、施策集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	0204
(15)	農山漁村地域整備交付金 (平成22年度) (関連:30-7,8,12,14,15,22)	102,624 の内数 (102,481 の内数)	87,427の 内数 (87,348の 内数)	77,878 の内数 (77,842 の内数)	75,039 の内数	(1)-②-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア) (5)-①-(ア) (5)-①-(イ)	自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農業農村、森林、水産各分野における公共事業を自由に選択し、総合的、一体的な整備を支援。 本支援により農山漁村地域の防災力の向上、競争力強化につながる農林水産業の基盤整備による地域の活性化のための予防治山、路網整備等を推進することにより、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、山地災害等の防止に寄与する。	0122

(16)	鳥獣被害防止総合対策交付金 (平成20年度) (関連:30-12,14,22)	13,001 (10,899)	10,395 (10,269)	9,715 (9,608)	10,350	(2)-③-(ア) (5)-②-(ア) (5)-②-(イ) (5)-②-(ウ)	市町村が作成する被害防止計画に基づいて行う地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵の整備等の鳥獣被害対策を支援。また、県域を越える複数の市町村が連携して行う広域的な鳥獣被害対策及び人材育成を支援。 本交付金により、被害防止計画を策定し、効果的な被害防止対策を行う市町村数を増やすことにより、森林病害虫等の被害の防止に寄与する。	0201
(17)	地域森林計画編成事業費補助金 (昭和14年度) (主、関連:30-12)	169 (136)	163 (128)	145 (138)	141	(1)-①-(ア) (1)-②-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア)	都道府県に対して森林GISの整備を推進するための空間データ等の整備や集約化等に必要な森林所有者情報の管理体制の整備について支援。 このことにより、森林に関する情報を的確かつ効果的に把握・分析し、地域森林計画等に反映できる体制を整備することにより、効率的な間伐等の推進が図られ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営に寄与する。	0211
(18)	森林病害虫等被害対策 (昭和23年度) (主、関連:30-12)	870 (862)	869 (847)	718 (711)	718	(5)-②-(ア) (5)-②-(イ) (5)-②-(ウ)	森林病害虫等による被害対策として被害のまん延を防止するため、東北地方の県境付近において農林水産大臣の駆除命令による伐倒駆除等の事業等を実施するとともに、都道府県が行う森林病害虫等の駆除又はそのまん延の防止に関する措置に要する費用の一部を補助し、森林病害虫等の被害の防止に寄与する。	0212
(19)	森林整備事業(補助) (平成23年度) (主、関連:30-12)	33,067 (32,949)	31,890 (31,607)	28,447 (28,363)	23,103	(1)-②-(ア) (2)-①-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア)	植付け、下刈り、間伐といった森林の整備や、間伐等の実施に必要な路網の整備等に対する補助。 国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、造林コストの低減、木材等の林産物の供給等国民のニーズに応じた森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるとともに、森林吸収量の算入上限値3.5%の確保(平成25年から平成32年の平均・平成2年度を基準)の達成に向けて、間伐や針広混交林化等による土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、造林コストの低減に寄与する。	0226
(20)	治山事業(補助) (昭和23年度) (主、関連:30-12)	25,401 (25,347)	27,544 (27,346)	24,387 (24,278)	22,950	(5)-①-(ア) (5)-①-(イ)	都道府県に対して、治山事業の実施に要する経費を支援。 これにより、国土の保全、水源の涵養、生活環境の保全等の森林のもつ公益的機能の確保が特に必要な保安林等における治山施設の設置や機能の低下した森林の整備等を推進し、山地災害等の防止に寄与する。	0213
(21)	保安林整備事業委託費 (昭和27年度) (主、関連:30-12)	333 (331)	333 (329)	331 (330)	331	(5)-①-(ア) (5)-①-(イ)	都道府県に対し、農林水産大臣が行う保安林の指定・解除の事務等を委託し、必要な経費を支払う。 このことにより、森林法に基づく保安林制度の適切かつ円滑な運用が図られ、森林の山地災害防止機能等が確保されるとともに、海岸防災林等の機能が維持され、国土の保全に寄与する。	0214
(22)	保安林及び保安施設地区補償金 (昭和34年度) (主:関連:30-12)	125 (111)	125 (113)	119 (111)	119	(5)-①-(ア) (5)-①-(イ)	保安林等の指定に伴い森林所有者等が受ける損失に対し、農林水産大臣が支払う補償金。 森林法に基づく保安林等の指定は、公権をもって伐採制限を課すことにより、森林所有者等の財産権を制約するものであることから、本措置により、一定の補償を行うことで、保安林等の適切な指定が図られ、森林の山地災害防止機能等が確保されるとともに、海岸防災林等の機能が維持され、国土の保全に寄与する。	0215
(23)	森林整備事業(国研) (昭和36年度) (主、関連:30-12)	26,226 (26,226)	28,229 (28,229)	28,132 (28,132)	29,374	(1)-②-(ア) (2)-①-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア)	県域を越えた流域全体の水源林造成を行い、生産条件の不利な中山間地域の保全・整備の推進等の補助。 土地所有者自身による森林整備が困難な奥地水源地域において、国立研究開発法人 森林研究・整備機構が森林を造成し、国民生活に不可欠な水の安定供給や国民の生命・財産を脅かす土砂の流出・崩壊の防止に寄与することで、県域を越えた下流域全体における「緑のダム」機能を確保。また、生産条件の不利な中山間地域の保全・整備の推進等。 本事業の実施により、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、造林コストの低減に寄与する。	0216
(24)	保安林整備事業費等補助金 (昭和37年度) (主、関連:30-12)	33 (29)	33 (29)	31 (28)	31	(5)-①-(ア) (5)-①-(イ)	保安林指定に伴い森林所有者等が受ける損失に対し都道府県が支払う補償金等への補助を行う。 このことにより、森林法に基づく保安林制度の適切かつ円滑な運用が図られ、森林の山地災害防止機能等が確保されるとともに、海岸防災林等の機能が維持され、国土の保全に寄与する。	0217
(25)	森林経営計画認定事業委託費 (昭和44年度) (主:関連:30-12)	4 (0.5)	4 (0.1)	1 (0.3)	1	(1)-①-(ア) (1)-②-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア)	森林経営計画の認定を農林水産大臣が行う場合、必要な現地調査等を国に替わって、都道府県に委託して実施。 本措置により、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営に寄与する。	0218
(26)	特別母樹林保存損失補償金 (昭和45年度) (主)	10 (10)	10 (10)	10 (10)	10	(1)-②-(ア) (2)-②-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア)	林業種苗法第8条に基づき特別母樹(林)として指定することにより、当該森林所有者等が本来得られるであろう所得の損失を補償する。 実用種穂の採取源を改良するため、特別母樹(林)は、地域の自然環境に永年順応し、特に優良な形質を有する樹木、又はその集団を、林業種苗法第4条に基づき、農林水産大臣が指定し公共の目的に供することとしたことにより、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用に寄与する。	0219
(27)	森林整備活性化資金利子補給金 (平成6年度) (主)	9 (9)	5 (5)	2 (2)	2	(1)-①-(ア) (1)-②-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア)	林業者に対し、森林整備に要する経費を長期無利子で融資。 本支援より、林業経営の改善、経営規模の拡大などにより効率的かつ適切な森林整備を実施する林業者に対し、無利子で事業費を貸し付け、金利負担を軽減することにより、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営がなされ、多様な樹種や階層からなる森林への誘導面積等の増加に寄与する。	0220
(28)	森林吸収源インベントリ情報整備事業 (平成18年度) (主、関連:30-12)	277 (266)	243 (242)	272 (272)	272	(1)-②-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア)	京都議定書に基づく森林吸収量の算定・報告に必要な基礎データの収集・分析を行うとともに、算定・報告に対する国際審査に対応するための技術的課題の分析・検討等を行う。また、パリ協定の下での森林分野の計上ルール交渉に向けて算定ルール開発及び各国との戦略的対話を行う。 国際約束である我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成状況の算定・報告のために必要不可欠な事業であり、京都議定書に基づく森林吸収量の把握を通じて、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用に寄与する。	0222

(29)	幹線林道事業移行円滑化対策交付金 (平成20年度) (主)	182 (182)	125 (125)	114 (114)	92	(1)-②-(ア) (2)-①-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア)	国立研究開発法人 森林研究・整備機構に対して、緑資源幹線林道事業の廃止に際しての、当該林道事業を道県等に円滑に移行するために、受益者からの賦課金等の徴収及び借入金等の償還及び利払い、並びに賦課金の再調整等による混乱を生じさせることがないよう関係道県の要望も踏まえ、国の責任において確実に対応するための交付金。 既設幹線林道の道県等への円滑な移管が可能となることにより、適切な森林整備が推進し、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用に寄与する。	0223
(30)	花粉発生源対策推進事業 (平成21年度) (主、関連:30-12)	109 (96)	86 (86)	125 (121)	115	(2)-②-(ア)	花粉症対策苗木への植替への支援、花粉飛散防止剤の実証試験、スギ・ヒノキの雄花着花状況調査等に対して支援する。 これにより花粉の少ない森林への転換を進め、国民の3割が罹患していると言われる花粉症の緩和に寄与する。	0224
(31)	世界遺産の森林生態系保全対策事業 (平成30年度) (主、関連:30-12)	-	-	-	57	(1)-②-(ア)	ユネスコ世界遺産委員会からの勧告等への対応として、小笠原諸島において外来樹木対策として在来樹木の植栽による森林修復手法の開発、奄美大島等において森林生態系の保全に配慮した管理手法の検討に対して支援する。 これにより、世界自然遺産及びその推薦地等の管理を維持し、世界的に価値のある日本の森林生態系を永続的に適切な状態で保全することに寄与する。	新30-0020
(32)	森林・山村多面的機能発揮対策 (平成25年度) (主、関連:30-12)	2,500 (2,470)	2,460 (2,355)	1,700 (1,525)	1,501	(3)-①-(ア) (6)-①-(ア) (7)-①-(ウ)	地域住民、森林所有者等が協力して実施する里山林等の森林の保全管理や、広葉樹未利用材の利活用、活動の実施に必要な路網等の機能強化、森林環境教育等山村の活性化に資する取組に対して支援する。 これにより、山村地域の活性化や国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進に寄与する。	0230
(33)	森林生態系多様性基礎調査事業 (平成22年度) (主、関連:30-12)	304 (304)	306 (306)	304 (304)	305	(1)-②-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア)	我が国の森林全域を対象とした生態系の多様性に係るマクロ的な調査及びデータ分析技術の開発を実施。 全国の森林を対象とした生態系の多様性に係るマクロ的な調査及びデータ分析技術の開発を実施することにより、生物多様性の保全、地球温暖化の防止等に配慮した土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用に寄与する。	0225
(34)	市町村森林所有者情報活用推進事業 (平成29年度) (主、関連:30-12) 【AP改革項目関連:社会資本整備等分野⑦】	-	-	153 (145)	160	(1)-①-(ア) (1)-②-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア)	市町村が所有者や境界の情報を一元的にとりまとめた林地台帳を効率的に管理・活用するための森林GIS等のシステムの整備等を支援することにより、森林計画制度に基づく指導・助言や森林経営の受委託に係る情報提供等の市町村事務の的確な実施、森林組合や林業事業体等の担い手による施業の集約化による効果的な間伐等が推進され、水源涵養機能、山地災害防止、生物多様性の保全、地球温暖化防止、木材等生産機能などの森林の有する多面的機能の発揮に寄与する。	0238
(35)	森林整備事業(直轄) (平成25年度) (主、関連:30-12)	62,145 (60,598)	62,464 (60,031)	64,453 (62,223)	57,831	(1)-②-(ア) (2)-①-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア)	国による直轄事業により、国有林野における間伐等の森林の整備や、それに必要となる路網の整備等を実施。 国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、木材等の林産物の供給等の森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるとともに、平成25年から平成32年までの8年間における国際的算入上限である年平均3.5% (1990年度総排出量比) の森林吸収量の確保に向けて、間伐や針広混交林化等による多様で健全な森林の整備を計画的に推進することにより、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、造林コストの低減に寄与する。	0227
(36)	治山事業(直轄) (平成25年度) (主、関連:30-12)	27,519 (27,093)	27,168 (26,572)	26,864 (25,924)	24,068	(5)-①-(ア) (5)-①-(イ)	国有林野(一部民有林)において、国による直轄事業により治山事業を実施。 これにより、国土の保全、水源の涵養、生活環境の保全等の森林のもつ公益的機能の確保が特に必要な保安林等における治山施設の設置や機能の低下した森林の整備等を推進し、山地災害等の防止に寄与する。	0228
(37)	国有林野事業 (平成25年度) (主、関連:30-12,19)	11,949 (10,445)	11,275 (10,182)	11,769 (11,110)	11,689	(1)-②-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア)	国による直轄事業により、国有林野における公益的機能の維持増進に対応した管理経営の推進、総合利用、国民に対する情報提供、国民参加の森林保全活動等の推進、素材(丸太)の生産・販売等を実施。 国民共通の財産である国有林を将来にわたって適切に管理経営を行い、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等の公益的機能の維持増進、林産物の持続的かつ計画的な供給等国有林野事業の使命を果たすことにより土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	0229
(38)	優良種苗低コスト生産推進事業 (平成25年度) (主、関連:30-12)	73 (73)	102 (99)	138 (131)	100	(1)-②-(ア) (2)-②-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア)	人工林が本格的な利用期を迎える中、主伐後の再造林に必要な優良種苗を低コストかつ安定的に供給する体制を構築するため、種穂の確保、苗木の生産技術及び生産効率の向上に向けた取組等に対して支援を行う。 これにより、主伐後の再造林が確実に行われ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用等に寄与する。	0232
(39)	国際林業協力事業 (平成25年度) (主、関連:30-12)	134 (132)	125 (118)	128 (127)	115	(8)-①-(ア)	二国間クレジット制度(JCM)における森林保全(REDD+)プロジェクトの実施ルール、森林劣化による炭素蓄積量変化の把握技術、森林保全(REDD+)プロジェクトの機会費用と便益の分析手法を開発し、普及する。 これにより、途上国における森林減少・劣化に由来する温室効果ガス排出の削減等(REDD+)に寄与する。	0231
(40)	分収林施業転換推進事業 (平成30年度) (主、関連:30-12)	-	-	-	60	(1)-②-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア)	林業公社等が管理している分収林について、契約期間満了後の林地の適切な更新を確保するため、本事業により、針広混交林化に必要な施業体系への変更に向けた合意形成や分収比率の見直しに向けた合意形成、所在不明者がある契約等における所在不明者の特定作業、相続者の権利関係の確認作業等の取組を進めることにより、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営に寄与する。	新30-0019

(41)	シカによる森林被害緊急対策事業 (平成27年度) (主、関連:30-17)	192 (9)	376 (310)	216 (210)	166	(2)-③-(ア)	シカによる森林被害が深刻な地域において、林業関係者が主体となって行う広域かつ計画的な捕獲や効果的な防除等をモデル的に実施するとともに、シカの侵入が危惧される地域等において、監視体制の強化を図ることにより、森林におけるシカ被害対策の推進に寄与する。	0236
(42)	REDD+推進民間活動支援事業 (平成27年度) (主、関連:30-12)	72 (69)	70 (70)	69 (69)	59	(8)-①-(ア)	我が国の民間企業等が二国間クレジット制度(JCM)を活用して途上国の森林減少・劣化に由来する温室効果ガス排出の削減等(REDD+)を実施する際の技術的課題を解決するために必要な手法の開発、民間企業等がREDD+を実施する際に必要となる情報を提供する。 これにより、民間企業等のREDD+への参入を促進し、開発途上国における持続可能な森林経営の推進に寄与する。	0237
(43)	林業普及指導事業交付金 (昭和58年度) (関連:30-18,19)	358 (358)	358 (358)	358 (358)	358	(1)-①-(ア) (1)-②-(ア) (2)-①-(ア) (2)-③-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア) (5)-②-(イ) (5)-②-(イ) (6)-①-(ア)	森林整備の担い手である森林所有者、市町村等に対して、知識・技術の普及を行い、森林整備を効果的に推進する等の重要な役割を持つ林業普及指導員について、各都道府県における普及水準を一定に確保しつつ、国際約束である温室効果ガスの削減に資する間伐の推進など、都道府県域を超えた国レベルでの課題や緊急を要する課題などに、国と都道府県が一体となって実施・対応するため活動を支援を行うことにより、森林施業が適切に行われ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営、森林病虫害等の被害の防止に寄与する。	0239
(44)	特用林産振興総合対策事業 (平成26年度) (関連:30-12,18)	25 (25)	25 (24)	33 (33)	18	(6)-①-(ア) (6)-①-(イ)	きのこ生産資材の安定供給体制構築、きのこ生産の維持・回復に向けた震災前と震災後の生産資材導入費の差額支援、効率的な竹林施業体系の構築、新規用途開拓など特用林産物の品目ごとの具体的な課題の早期解決に向けた取組に必要な経費を支援。 このことにより、特用林産の振興が図られ、就業機会が増大するとともに、きのこの生産量の維持に寄与する。	0243
(45)	林業・木材産業成長産業化促進対策 (平成30年度) (関連:30-12,18,19)	-	-	-	12,077	(1)-①-(ア) (2)-①-(ア) (2)-②-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア) (6)-①-(イ)	地域の自主性・裁量を尊重しつつ、森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を図るため、意欲と能力のある林業経営体が活動する地域を中心とした路網整備、高性能林業機械導入、主伐・再造林の一貫作業や木材関連事業者等が行う施設整備等に要する経費について、都道府県等に対して支援。 このことにより、木材を低コストで安定供給するための条件整備、木材産業の競争力強化、木材利用の拡大等を図り、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	新30-0024
(46)	スマート林業構築推進事業 (平成30年度) (関連:30-12,18)	-	-	-	210	(1)-①-(ア) (1)-②-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア)	都道府県や市町村、林業事業者等の関係者が行うICT等の先端技術を活用した森林施業の効率化・省力化等の実践的取組や素材生産や木質バイオマスの収集・運搬、再造林作業を高効率化するICT等を活用した林業機械の開発・改良等を推進する取組等に対して支援 これにより、森林経営計画に基づく低コストで効率的な森林施業の推進、低コストで効率的な作業システムの確立に寄与する。	新30-0022
(47)	木づかい・森林づくり推進事業 (平成27年度) (関連:30-12,19)	1,581 (1,554)	3,160 (3,124)	1,599 (1,588)	112	(7)-①-(ア) (7)-①-(イ)	木づかいや森林づくりに対する国民の理解を醸成するための幅広い普及啓発の取組に対して支援。 本支援を通じ、木材利用や森林づくりについて、幅広く国民の理解と行動を促すことにより、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	0251
(48)	山林所得に係る森林計画特別控除 〔所得税:措法第30条の2〕 (昭和43年度)	国税<35> (<47>) 地方税 <78> (<104>)	国税<44> (<60>) 地方税 <95> (<124>)	国税<46> 地方税(99)	国税<49> 地方税<104>	(1)-①-(ア) (1)-②-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア)	森林経営計画(平成24年4月1日以降に有効な森林施業計画を含む。)に基づき山林を伐採又は譲渡した場合、収入金額の20%(2,000万円を超える部分の控除率は10%)又は50%から必要経費を控除した残額のいずれか低い額を控除。 本特例措置により、森林経営計画に基づく計画的な森林経営が促され、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営に寄与する。	-
(49)	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 〔所得税・法人税:措法第33条、第64条、第68条の70〕 (昭和26年度)	<-> (<->)	<-> (<->)	<-> (<->)	<->	(1)-②-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア)	収用換地等の場合の5,000万円特別控除制度(措法65の2)との選択適用により、その代替資産につき譲渡益の範囲内で課税の繰り延べ特例措置。 本特例措置により、必要な収用等が進むことにより、適切な森林施業が行われ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用に寄与する。	-
(50)	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除 〔所得税・法人税:措法第33条の4、第65条の2、第68条の73〕 (昭和26年度)	<-> (<->)	<-> (<->)	<-> (<->)	<->	(1)-②-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア)	収用に係る山林(立木、林地)の譲渡が、6ヶ月以内にされた場合は、保証金等の額から5,000万円を控除。 本特例措置により、必要な収用等が進むことにより、適切な森林施業が行われ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
(51)	特定土地区画整備事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 〔所得税・法人税:措法第34条、第65条の3、第68条の74〕 (昭和50年度)	<-> (<->)	<-> (<->)	<-> (<->)	<->	(5)-①-(ア) (5)-①-(イ)	租税特別措置法第34条、第65条の3及び第68条の74の規定に基づき、保安施設事業のために保安林等に係る土地を譲渡した際、譲渡所得の特例措置を措置。 本特例措置により、適切に保安施設が維持され、山地災害等の防止に寄与する。	-
(52)	特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例 〔相続税:措法第69条の5〕 (平成14年度)	<39> (<->)	<39> (<->)	<39> (<->)	<41>	(1)-①-(ア) (1)-②-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア)	相続又は遺贈により取得した森林経営(施業)計画対象山林について、相続人が引き続き同計画に基づき施業を行う場合、相続税の課税価格に参入すべき価格は当該森林経営(施業)計画対象山林の価格に100分の95を乗じた金額とする特例措置。 本特例措置により相続時の税負担が軽減され、適切な森林施業が継続され、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用に寄与する。	-

	(53) 山林についての相続税の納税猶予 [相続税:措法第70条の6の4] (平成24年度)	<-> (<->)	<-> (<->)	<160> (<->)	<151>	(1)-①-(ア) (1)-②-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア)	林業経営相続人が、森林経営計画が定められている区域内の山林(立木及び林地)について当該認定計画に従って施業を行ってきた被相続人からその山林を一括して相続し、同計画に基づいて引き続き施業を継続していく場合は、その山林に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予する措置。 本特例措置により、森林経営計画に基づく集約化や路網整備などに取り組む森林経営者の経営の継続が確保されることにより、安定的かつ効率的な林業経営が図られるとともに、適切な森林施業が継続され、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、持続的な森林経営及び施業集約化等の推進に寄与する。	-
	(54) 計画伐採に係る相続税の延納等の 特例 [相続税:措法第70条の8の2] (昭和42年度)	<0.1> (<->)	<0.1> (<->)	<0.1> (<->)	<0.1>	(1)-①-(ア) (1)-②-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア)	森林経営(施業)計画の認定を受けた森林所有者から、山林を一括して相続等により取得し、引き続き同計画の認定を継続的に受けた場合、森林経営(施業)計画に基づく伐採時期及び材積を基礎として、立木に係る相続税を分納できる特別措置。 本特例措置により、森林の相続時において計画的かつ適切な森林施業が継続され、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営に寄与する。	-
	(55) 特別緑地保全地区等内の土地に係る 相続税の延納に伴う利子税の特 例 [相続税:措法第70条の9] (昭和62年度)	<-> (<->)	<-> (<->)	<-> (<->)	<->	(5)-①-(ア) (5)-①-(イ)	租税特別措置法第70条の9の規定に基づき、保安林の土地に係る相続税の延納に伴う利子税を軽減する措置。 本特例措置により、適切に保安林が維持され、山地災害等の防止に寄与する。	-
	(56) 保安林の非課税 [不動産取得税:地法73条の4] (昭和29年度)	<-> (<->)	<-> (<->)	<-> (<->)	<->	(5)-①-(ア) (5)-①-(イ)	地方税法第73条の4第3項の規定に基づき、保安林の土地を取得した場合における不動産取得税について非課税とする措置。 本特例措置により、適切に保安林が維持され、山地災害等の防止に寄与する。	-
	(57) 保安林の非課税 [固定資産税:地法348条の2第7 号] (昭和25年度)	<-> (<->)	<-> (<->)	<-> (<->)	<->	(5)-①-(ア) (5)-①-(イ)	地方税法第348条第2項第7号の規定に基づき、保安林に係る土地に対する固定資産税について非課税とする措置。 本特例措置により、適切に保安林が維持され、山地災害等の防止に寄与する。	-
政策の予算額[百万円]			548,691 <113,292 の内数>	557,983 <132,742 の内数>	546,637 <107,595の内数>			
政策の執行額[百万円]			543,149 <112,660 の内数>	553,084 <129,997 の内数>				

参考:移替え予算に係る政策手段一覧

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			30年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	平成30年度行政 事業レビュー 事業番号
	27年度 [百万円]	28年度 [百万円]	29年度 [百万円]				
(1) 【参考:国土交通省より】 北海道開発事業 (昭和26年度)	507,387の内数 (505,456の内数)	567,469の内数 (563,728の内数)	572,466の内数 (570,349の内数)	495,701の内数	(1)-②-(ア) (2)-①-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア) (5)-①-(ア) (5)-①-(イ)	昭和25年2月10日閣議決定に基づき、北海道開発に関する社会資本整備を行う経費を国土交通省に一括計上し、予算使用の際は関係省庁に移替え等を行い実施。 本事業の実施により、多様で健全な森林の整備、国土の保全等の推進に寄与する。	国-0414
(2) 【参考:国土交通省より】 離島振興事業 (昭和28年度)	48,350の内数 (47,074の内数)	48,951の内数 (48,662の内数)	45,162の内数 (44,647の内数)	42,607の内数	(1)-②-(ア) (2)-①-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア) (5)-①-(ア) (5)-①-(イ)	離島振興法に基づき、国が策定した「離島振興基本方針」を踏まえて各都県が策定した「離島振興計画」に位置づけられている各種公共事業の執行に充当。 本事業の実施により、多様で健全な森林の整備、国土の保全等の推進に寄与する。	国-0410
(3) 【参考:国土交通省より】 奄美群島振興開発事業 (昭和29年度)	26,636の内数 (26,344の内数)	23,288の内数 (22,912の内数)	22,290の内数 (21,888の内数)	21,140の内数	(1)-②-(ア) (2)-①-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア) (5)-①-(ア) (5)-①-(イ)	奄美群島振興開発特別措置法に基づき、鹿児島県が策定した「奄美群島振興開発計画」に基づく事業について、同法第6条の規定に基づき、国の負担及び補助の割合を嵩上げて支援をしている(公共事業会計費の地域一括計上)。 本事業の実施により、多様で健全な森林の整備、国土の保全等の推進に寄与する。	国-0411
(4) 【参考:内閣府より】 治山事業に必要な経費(沖縄振興) (昭和47年度)	326の内数 (321の内数)	322の内数 (303の内数)	282の内数 (248の内数)	290の内数	(5)-①-(ア) (5)-①-(イ)	災害の防止、軽減を図るため、山腹崩壊地等の山地の復旧整備や季節風等から住宅、農地等を保全するための防風林等の整備等を実施。(内閣府においては、沖縄振興を目的とする事業のうち公共事業を中心とする関係事業の全体的な把握、事業相互間の進捗調整、計画に沿った事業の推進を図るため、これらの事業の経費を内閣府に一括計上し、これを事業執行官庁に移し替えて執行する事により、計画実施について効果的な総合調整を行っている。) 本事業の実施により、国土の保全等の推進に寄与する。	内-0069
(5) 【参考:内閣府より】 森林整備事業に必要な経費(沖縄振興) (昭和47年度)	328の内数 (325の内数)	344の内数 (332の内数)	330の内数 (311の内数)	320の内数	(1)-②-(ア) (2)-①-(ア) (3)-①-(ア) (4)-①-(ア)	森林の有する多面的機能が維持、高度に発揮されるよう、植付け、下刈り、除伐、間伐等や松くい虫被害にあいにくい山林への改質・改良を実施。(内閣府においては、沖縄振興を目的とする事業のうち公共事業を中心とする関係事業の全体的な把握、事業相互間の進捗調整、計画に沿った事業の推進を図るため、これらの事業の経費を内閣府に一括計上し、これを事業執行官庁に移し替えて執行する事により、計画実施について効果的な総合調整を行っている。) 本事業の実施により、多様で健全な森林の整備等の推進に寄与する。	内-0068
(6) 【参考:復興庁より】 放射性物質対処型森林・林業再生 総合対策事業 (平成24年度)	4,095 (3,373)	5,130 (4,579)	4,827 (4,375)	3,185	-	森林内における放射性物質の実態把握、森林施業等に関する放射性物質対策技術の検証、避難指示解除区域等における林業再生に向けた実証等、放射性物質対処型林業再生対策を実施。 本事業の実施により、森林の有する多面的機能の発揮に寄与する。	復-0095
(7) 【参考:復興庁より】 治山事業(直轄) (平成24年度)	2,448 (2,333)	3,881 (3,643)	2,965 (2,784)	3,214	-	森林の維持・造成を通じて、集中豪雨、台風、地震等に起因する山地災害から国民の生命・財産を保全するとともに、水源の涵養、生活環境の保全・形成等を図るため、荒廃地の復旧整備等を行うことにより安全で安心できる豊かな暮らしの実現を図る。 本事業の実施により、森林の有する多面的機能の発揮に寄与する。	復-0096
(8) 【参考:復興庁より】 治山事業(補助) (平成24年度)	6,217 (5,969)	8,112 (8,026)	8,825 (8,777)	6,744	-	森林の維持・造成を通じて、集中豪雨、台風、地震等に起因する山地災害から国民の生命・財産を保全するとともに、水源の涵養、生活環境の保全・形成等を図るため、荒廃地の復旧整備等を行うことにより安全で安心できる豊かな暮らしの実現を図る。 本事業の実施により、森林の有する多面的機能の発揮に寄与する。	復-0097
(9) 【参考:復興庁より】 森林整備事業(直轄) (平成25年度)	2,174 (2,017)	1,972 (1,716)	2,477 (1,913)	2,265	-	東日本大震災の被災地に所在する国有林野において、間伐等の適切な森林整備による「災害に強い森林づくりを進めるとともに、放射性物質の影響を受けた森林の整備に対する被災地のニーズを踏まえた事業を実施することにより、地域の森林・林業・木材産業の再生を図る。 本事業の実施により、森林の有する多面的機能の発揮に寄与する。	復-0098

	【参考：復興庁より】 (10) 森林整備事業（補助） （平成24年度）	2,741 (2,685)	2,638 (2,583)	2,509 (2,507)	3,545	－	原子力災害特有の課題である放射性物質の影響に対処するため、①「災害に強い森林づくり」として、放射性物質と一体となった間伐等やこれらの施業に必要な路網整備、②放射性物質の影響等により特に森林整備が進みがたい人工林において、公的主体による緊急的な間伐等（「汚染状況重点調査地域等森林整備事業」）を実施することにより、豪雨等により森林から放射性物質を含む土壌が流出することを防止することを目的とする。 本事業の実施により、森林の有する多面的機能の発揮に寄与する。	復-0099
	【参考：復興庁より】 (11) 森林整備事業（国研） （平成24年度）	455 (454)	422 (423)	483 (482)	505	－	放射性物質の影響等により森林整備が進み難い人工林等のうち、土地所有者自身の自助努力では適正な森林整備が困難な奥地水源地域において、国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「森林研究・整備機構」という。）が森林を造成することにより、公益的機能の発揮や放射性物質を含む土壌の流出防止等に寄与することを目的としている。 本事業の実施により、森林の有する多面的機能の発揮に寄与する。	復-0100

(注1)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)複数政策に関連する予算については、＜＞外書きで記載している。

参考資料

1. 各指標における実績値の把握方法及び達成度合の判定方法

施策(1)	目標①	指標(ア)	把握の方法	都道府県等からの実績報告により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値)÷(当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
	目標②	指標(ア)	把握の方法	事業実施都道府県等の実績報告により、当該年度において実施された誘導伐面積等を集計し、実績値を把握。
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値-H25基準値)÷(当該年度目標値-H25基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
施策(2)	目標①	指標(ア)	把握の方法	事業実施都道府県等からの実績報告により、当該年度において伐採と造林の一貫作業システム、コンテナ苗、成長に優れた苗木による植栽面積を集計し、実績値を把握
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値-H27基準値)÷(当該年度目標値-H27基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
	目標②	指標(ア)	把握の方法	都道府県を通じて把握。
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値-H27基準値)÷(当該年度目標値-H27基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
	目標③	指標(ア)	把握の方法	都道府県等を通じて把握。
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値)÷(前年度実績値)×100 Aランク:100%以上、Bランク:50%以上100%未満、Cランク:50%未満
施策(3)	目標①	指標(ア)	把握の方法	事業実施都道府県等からの実績報告により、当該年度において実施された間伐面積等を集計し、実績値を把握。
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値-当該年度すう勢値)÷(当該年度目標値-当該年度すう勢値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
施策(4)	目標①	指標(ア)	把握の方法	事業実施都道府県等からの実績報告により、当該年度において開設された林道の延長等を把握し、木材として安定的かつ効率的な供給に資することが可能となる森林の資源量を把握。
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値-H26基準値)÷(当該年度目標値-H26基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
施策(5)	目標①	指標(ア)	把握の方法	事業実施都道府県等からの実績報告により、年度末時点の集落に対する治山対策の実施状況を集計し実績値を把握。
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値-H25基準値)÷(当該年度目標値-H25基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(イ)	把握の方法	事業実施都道府県等からの実績報告により、機能が低下した海岸防災林等における治山対策の実施状況を集計し実績値を把握。
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(海岸防災林等の延長-(機能が低下した海岸防災林等の延長-当該年度までに治山事業により機能の回復した海岸林等の延長))÷(海岸林等の延長)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(ア)	把握の方法	都道府県等からの聞き取りにより、実績値を把握。
			達成度合の判定方法	実績値の算定に当たっては、これまで松くい虫被害の発生していない北海道を除く46都府県の割合により算定する。 達成度合(%)=当年度実績(見込)値÷当年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

	目標②	指標(イ)	把握の方法	都道府県等からの聞き取りにより、実績値を把握。
			達成度合の判定方法	実績値の算定に当たっては、これまで松くい虫被害の発生していない北海道を除く46都府県の割合により算定する。 達成度合(%)＝新たな被害が発生した市町村のうち措置を適切に実施した市町村数÷新たな被害が発生した市町村数×100 Aランク(おおむね有効):90%以上、Bランク(有効性の向上が必要である):50%以上90%未満、Cランク(有効性に問題がある):50%未満
		指標(ウ)	把握の方法	都道府県等からの聞き取りにより、実績値を把握。
			達成度合の判定方法	被害先端地域が存する都府県の保全松林の被害率を、当該年度の全国の保全松林における被害率の平均値以下に減少させる。 達成度合(%)＝全国の保全松林の被害率平均÷先端地域が存する都府県の保全松林被害率×100 Aランク(おおむね有効):90%以上、Bランク:50%以上(有効性の向上が必要である):90%未満、Cランク(有効性に問題がある):50%未満
施策(6)	目標①	指標(ア)	把握の方法	(1)新規定住者数、(2)交流人口数、(3)地域産物等販売額のうちいずれかを満たす市町村の割合について、全国の振興山村地域から無作為に抽出した市町村に対するアンケート調査を実施することにより、実績値を把握。
			達成度合の判定方法	山村地域の活性化の状況について、指標(ア)の割合、指標(イ)の流域数の受益者数を基に全国的な観点から総合的に有効性を判断する。 全国の振興山村地域の中から無作為に抽出した市町村に対し、上記(1)～(3)の指標のうち、いずれかの指標を満たす市町村の割合を算出し、その前年度割合との比率を算出する。 いずれかの指標を満たす市町村の割合の前年度比(%)＝当該年度の割合(%)÷(前年度の割合)×100 Aランク(おおむね有効):90%以上、Bランク:50%以上(有効性の向上が必要である):90%未満、Cランク(有効性に問題がある):50%未満
		指標(イ)	把握の方法	特用林産基礎資料より把握
			達成度合の判定方法	達成度合(%)＝(当年度実績(見込)値)÷(当年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
施策(7)	目標①	指標(ア)	把握の方法	制度運営団体の情報により把握
			達成度合の判定方法	達成度合(100%)＝(当該年度実績(見込)値-H24基準値)÷(当該年度目標値-H24基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(イ)	把握の方法	団体からの聞き取りにより把握。
			達成度合の判定方法	達成度合(%)＝当該年度実績(見込)値÷当該年度目標値 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(ウ)	把握の方法	都道府県を通じて把握。
			達成度合の判定方法	A:(おおむね有効):前年度実績以上、B:(有効性の向上が必要である):基準値以上前年度実績未満、C:(有効性に問題がある):基準値未満
施策(8)	目標①	指標(ア)	把握の方法	事業の実績報告、JICA及び公益法人等を通じて把握
			達成度合の判定方法	達成度合(%)＝当該年度実績(見込)値÷当該年度目標値 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

2. 用語解説

注1	森林経営計画	森林法第11条の規定による、森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が作成する5年を一期とする森林の経営に関する計画。
注2	施業集約化	林業事業体などが隣接する複数の森林所有者から路網の作成や間伐等の施業を受託し、一括して行うこと。個々に行うよりも効率的に施業を行いコストダウンを図ることが可能。
注3	コンテナ苗	容器の内面にリブ(縦筋状の突起)を設け、容器の底面を開けるなどによって、根巻きを防止できる容器(林野庁が開発したマルチキャビティコンテナや宮崎県林業技術センターが開発したMスターコンテナ等)で育成された苗木。
注4	間伐	育成段階にある森林において、樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採(間引き)し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に、除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。
注5	山地災害防止機能	森林の下層植生や落枝落葉が地表の侵食を抑制するとともに、森林の樹木が根を張り巡らすことによって土砂の崩壊を防ぐ機能。
注6	土壌を保持し水を育む機能が良好に保たれている森林	市町村森林整備計画等において水源涵養機能維持増進森林及び山地災害防止機能/土壌保全機能推進森林に区分された育成林のうち、適切な間伐や高齢級の森林への誘導等の人工林の適正管理等により、下層植生や樹木の根の発達、森林の崩壊の予防等が図られ、土壌を保持する能力や水を育む能力が良好に保たれている森林。
注7	保全すべき松林	保安林及びその他の公益的機能が高い松林であって松以外の樹種では当該機能を確保することが困難な松林として都道府県知事が指定する高度公益機能森林及び、松林としての機能を確保しつつ、高度公益機能森林への被害の拡大を防止する措置を実施することが適当な松林として市町村長が指定する地区保全森林。
注8	振興山村地域	山村振興法に基づき、要件(1960年林業センサスにおいて、林野率0.75以上、人口密度1.16人/町歩未満で、交通、経済、文化等条件に恵まれず、産業開発の程度が低いこと)を満たしている山村(旧市町村単位)から都道府県知事の申請に基づき、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が指定する地域。
注9	フォレスト・サポーターズ	個人や企業等が「フォレスト・サポーター」として運営事務局に登録を行い、日常の業務や生活の中で自発的に森林の整備や木材の利用に取り組む仕組み。
注10	持続可能な森林経営	動的で進化する概念として、全てのタイプの森林の経済、社会、環境的価値を現在及び将来世代の便益のために維持し、高めることを目的に森林を管理し又は経営すること。

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省30-⑱)

政策分野名 【施策名】	林業の持続的かつ健全な発展					担当部局名		林野庁 【林野庁経営課/研究指導課/計画課/企画課】				
政策の概要 【施策の概要】	林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に資するため、相当程度の事業量を確保するとともに、高い生産性と収益性を実現し、森林所有者の所得向上と他産業並み従事所得を確保できる林業経営の育成を目指す。 このため、森林経営計画に基づく低コストで効率的な施業の実行やこれらを担う人材の育成・確保等を推進する。					政策評価体系上の 位置付け		森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展				
政策に関する内閣の重要政策	森林・林業基本計画(平成28年5月24日閣議決定) 第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策 食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日閣議決定) 第2 食料自給率の目標 1 食糧自給率					政策評価 実施予定時期		令和2年8月				
施策(1)	望ましい林業構造の確立											
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	小規模零細な所有構造にある我が国の森林において、面的にまとまった森林経営の確立が極めて重要である。 このため、森林経営計画の作成等を推進し、同計画に基づく低コストで効率的な施業の実行の定着を図る。											
目標① 【達成すべき目標】												
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度			
(ア) 民有林における森林経営計画の作成率	26%	平成25年度	60%	令和2年度	40%	45%	50%	55%	60%	S↑＝直	林業の成長産業化に向けて望ましい林業構造の確立を図るため、森林施業の集約化等を通じて意欲ある者による森林経営計画の作成・実施を推進していく必要がある。このため、民有林における森林経営計画の作成率を指標として関連施策を推進する。 各年度の目標値については、各年度一定割合(5%/年)で向上させ、令和2年度までに作成率を60%まで増加させることとした。	
					31%	30%	8月上旬 暫定値 把握予定					
(イ) 国産きのこの生産量	46万トン	平成25年度	46万トン	令和7年度	46万トン	46万トン	46万トン	46万トン	46万トン	F＝＝直	原木やチップの利用による森林整備への寄与や山村地域の雇用創出への寄与など、きのこ生産を通じた林業経営基盤の強化等を推進する必要がある。このため、国産きのこの生産量を指標として関連施策を推進する。 各年度の目標値については、「食料・農業・農村基本計画」に掲げる令和7年の生産努力目標46万トンをとした。	
					46万トン	46万トン	46.8万トン (暫定値)					

施策(2)		人材の育成・確保等									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		現場の抱える課題に適確に対応できる能力と現場に立脚した実践力を図るため、森林・林業を支える森林総合監理士、森林施業プランナー等の育成・確保を引き続き推進する。 加えて、林業労働力の確保とこれら林業従事者の技術力の向上を図るとともに、労働災害防止対策を推進する。									
目標① 【達成すべき目標】		人材の育成及び活動推進									
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
(ア) 森林総合監理士数※1	0人	平成25年度	2,000人	令和2年度	1,000人 982人	1,250人 1,169人	1,500人 1,274人	1,750人	2,000人	S↑－差	森林・林業を支える人材の育成・確保を推進する必要があるため、長期的・広域的な視点によって地域の森林づくりの全体像を示すとともに、市町村等への技術的支援を適確に実施する「森林総合監理士」の数を指標として関連施策を推進する。 各年度の目標値は、市町村森林整備計画を策定している市町村(約1,600)に対し森林総合監理士を1～2名配置することを想定し、各年度一定量(250人/年)で向上させ、令和2年度までに2千人まで増加させることとした。
(イ) 森林施業プランナー※2の認定人数	0人	平成23年度	2,100人	令和2年度	1,700人 1,725人	1,800人 1,933人	1,900人 2,133人	2,000人	2,100人	S↑－差	森林・林業を支える人材の育成・確保を推進する必要があるため、森林施業の集約化を推進する「森林施業プランナー」の数を指標として関連施策を推進する。 各年度の目標値については、森林吸収源対策に必要な間伐面積(55万ha/年)から、大規模所有者を除いた私有林の面積(27万ha/年)と先進事例におけるプランナー1人当たりの集約化実績(130ha/人・年)から、令和2年度(最終年度)に2,100人(27万ha/130ha)とし、各年度一定人数(100人/年)増加させることとした。
(ウ) 統括現場管理責任者(フォレストマネージャー)等※3の育成人数	151人	平成22年度	5,000人	令和2年度	2,321人 1,751人	2,991人 2,161人	3,661人 2,565人	4,331人	5,000人	S↑－差	森林・林業を支える人材の育成・確保を推進する必要があるため、低コストで効率的な作業システムにより間伐等を行う作業班を適切に管理できる現場技能者(統括現場管理者等)の育成人数を指標として関連施策を推進する。 各年度の目標値については、平成32年度の目標として約5千人を育成するという「森林・林業の再生に向けた改革の姿」(平成22年11月 森林・林業基本政策検討委員会最終とりまとめ)の目標達成に向け、各年度一定割合(H22～H27まで300人/年、H28～R2まで670人/年)増加させることとした。
(エ) 安全かつ効率的な技術を有する新規就業者数(林業作業士(フォレストワーカー)1年目研修生の育成人数)	－	－	1,200人	毎年度	1,200人 896人	1,200人 942人	1,200人 855人	1,200人	1,200人	F＝一直	森林・林業を支える人材の育成・確保を推進する必要があるため、安全かつ効率的な作業の技術を有する新規就業者の数(林業作業士(フォレストワーカー)1年目研修生の育成人数)を指標として関連施策を推進する。 各年度の目標値は、森林・林業基本計画に掲げられた令和2年の木材供給量(年間3,200万m3)の目標を達成するためには、林業労働者が5万人程度必要と試算されており、これを確保するには、安全かつ効率的な作業技術を身につけた新規就業者を年間約1,200人ずつ育成して加えていく必要があるため、林業作業士研修を通じて毎年1,200人ずつ育成することとした。
目標② 【達成すべき目標】		林業労働安全の向上									
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
(ア) 林業労働災害被災者数	1,314人	平成29年	1,248人以下	令和4年	－ －	－ －	1,301人以下 1,342人	1,288人以下	1,275人以下	F↓－直 (定性)	安全な伐木技術の習得等により労働災害防止対策を推進する必要があるため、林業労働災害被災者数の減少を指標として関連施策を推進する。 厚生労働省が策定した第13次労働災害防止計画の目標に基づき、平成30年から5年間で被災者数を5%(年1%)減少させ、最終年度の令和4年までに被災者数を1,248人以下まで減少させることを目標とする。 注:根拠とする数値は暦年とされているため、人数は全て暦年としている。

	(イ) 林業労働災害死亡者数	40人	平成29年	34人 以下	令和4年	-	-	39人以下	38人以下	37人以下	F ↓ 一直 (定性)	安全な伐木技術の習得等により労働災害防止対策を推進する必要があるため、林業労働災害死亡者数の減少を指標として関連施策を推進する。 厚生労働省が策定した第13次労働災害防止計画の目標に基づき、平成30年から5年間で死亡災害被災者数を15% (年3%) 減少させ、最終年度の令和4年までに被災者数を34人以下まで減少させることを目標とする。 注：根拠とする数値は暦年とされているため、人数は全て暦年としている。
	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			30年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等					平成30年度行政 事業レビュー 事業番号
	27年度 [百万円]	28年度 [百万円]	29年度 [百万円]									
	(1) 森林保険法 (昭和12年)	-	-	-	-	(1)-①-(ア)	国立研究開発法人森林総合研究所が保険者となり、森林所有者を被保険者として、森林についての火災、気象災(風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害)、噴火災による損害をてん補することにより、林業者等の経営基盤の安定化が進み、施業集約化等の推進に寄与する。	-				
	(2) 森林法(普及指導事業制度) (昭和26年)	-	-	-	-	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ)	都道府県に林業普及指導員を置き、森林所有者、市町村等に対し、林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導等を行うことにより、施業集約化等の推進に寄与する。	-				
	(3) 入会林野等に係る権利関係の近代 化の助長に関する法律 (昭和41年)	-	-	-	-	(1)-①-(ア) (2)-①-(イ) (2)-①-(ウ) (2)-①-(エ)	農林業経営の健全な発展のため、入会林野近代化法に基づき、入会林野等に係る権利を消滅させ、所有権等の明確化を行う。 このことにより、農林業上の利用の増進が図られ、森林施業が適切に行われ、林業者等の経営基盤の安定化が進み、施業集約化等の推進、人材の育成・確保に寄与する。	-				
	(4) 林業・木材産業改善資金助成法 (昭和51年)	-	-	-	-	(1)-①-(ア) (2)-①-(イ) (2)-①-(ウ) (2)-①-(エ) (2)-②-(ア) (2)-②-(イ)	無利子の林業・木材産業改善資金の貸付けにより、林業及び木材産業の健全な発展等を一体的に推進。 本法に基づき、各都道府県において、林業・木材産業改善資金の貸付事業を実施することにより、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-				
	(5) 森林組合法 (昭和53年)	-	-	-	-	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ) (2)-①-(ア) (2)-①-(イ) (2)-①-(ウ) (2)-①-(エ) (2)-②-(ア) (2)-②-(イ)	森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図るため、組合に対して、その行う事業を通じ森林の施業、経営など森林の適正な管理のための事業、総会の開催、定款など管理経営に係る業務に対する指導、助言を実施し、森林所有者の協同組織の発展を促進する。 このことにより、森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図り、林業者等の経営基盤の安定化が進み、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。	-				
	(6) 林業経営基盤の強化等の促進のため の資金の融通等に関する暫定措 置法 (昭和54年)	-	-	-	-	(1)-①-(ア) (2)-①-(イ) (2)-①-(ウ) (2)-①-(エ)	都道府県知事による林業経営改善計画、合理化計画の認定を受けた林業経営者等に対し、経営改善に必要な資金等の支援を行う。 このことにより、林業経営の規模の拡大等が図られ、林業経営者等の経営基盤の安定化が進み、施業集約化等の推進、人材の育成・確保に寄与する。	-				
	(7) 林業労働力の確保の促進に関する 法律 (平成8年)	-	-	-	-	(2)-①-(ウ) (2)-①-(エ) (2)-②-(ア) (2)-②-(イ)	林業労働力の確保を促進するため、事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就業を円滑化するための措置を講じる。 このことにより林業の健全な発展と林業労働者の雇用の安定が進み、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。	-				
	(8) 森林・林業・木材産業分野の研究・ 技術開発戦略 (平成29年)	-	-	-	-	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ) (2)-①-(ア) (2)-①-(イ) (2)-①-(ウ) (2)-①-(エ) (2)-②-(ア) (2)-②-(イ)	森林の多様な機能の発揮に関する研究等を実施することにより、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発を推進。 平成29年3月に策定された森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略を踏まえ、森林総合研究所、都道府県関係機関との連携を図りつつ、研究・技術開発を推進することにより、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展、林産物の供給及び利用の確保に寄与する。	-				
	(9) 農山漁村振興交付金 (平成28年度) (関連：30- 3,7,8,12,14,15,16,17,19,22)	-	7,326 の内数 (7,011 の内数)	8,602 の内数 (7,886 の内数)	10,070 の内数	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ) (2)-①-(ア) (2)-①-(イ) (2)-①-(ウ) (2)-①-(エ) (2)-②-(ア) (2)-②-(イ)	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結び付ける取組までを総合的に支援することにより、新規定住者数及び交流人口の維持向上等が図られ、山村地域の活性化、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	0204				
(10) 林業普及指導事業交付金 (昭和58年度) (主、関連：30-17,19)	358 (358)	358 (358)	358 (358)	358	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ)	森林整備の担い手である森林所有者、市町村等に対して、知識・技術の普及を行い、森林整備を効果的に推進する等の重要な役割を持つ林業普及指導員について、各都道府県における普及水準を一定に確保しつつ、国際約束である温室効果ガスの削減に資する間伐の推進など、都道府県域を超えた国レベルでの課題や緊急を要する課題などに、国と都道府県が一体となって実施・対応するため活動を支援を行うことにより、森林施業が適切に行われ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営、森林病害虫等の被害の防止に寄与する。	0239					
(11) 森林施業プランナー育成対策事業 (平成24年度) (主、関連：30-12)	74 (74)	59 (59)	50 (50)	38	(1)-①-(ア) (2)-①-(イ)	民間事業体に対して、森林経営計画の作成や提案型集約化施業の中核を担う森林施業プランナーに必要なスキルを習得するための研修、林業事業体の実践体制の評価、森林施業プランナーの資格認定制度の普及・評価の取組に必要な経費を支援。 このことにより、森林施業プランナー及び林業事業体の実践力が向上し、森林施業プランナーの認定人数、森林経営計画の作成率の増加に寄与する。	0240					

(12)	森林・林業新規就業支援対策 (平成25年度) (主、関連:30-12)	6,327 (6,196)	6,027 (6,026)	5,907 (5,907) ()は概算	4,810	(2)-①-(エ) (2)-②-(ア) (2)-②-(イ)	林業分野において有望な人材を確保するため、林業大学校等で必要な知識等の習得を行う青年への支援や高校生等に対する就業体験等を実施するとともに、間伐等の森林施業を効率的に行うことができる林業従事者を段階的かつ体系的に育成。また、それらの定着を図る上で障害となっている労働災害を防止するため、労働安全の専門家による安全活動を支援。 このことにより、統括現場管理責任者(フォレストマネージャー)等の育成人数が増加し、ひいては路網の整備と高性能林業機械の活用による低コスト作業システムの下で、効率的な作業が図られることにより、国産材の供給・利用量の向上に寄与する。	0241
(13)	森林総合監理士等技術者活動支援事業 (平成29年度) (主)	-	-	21 (21)	13	(2)-①-(ア)	地域における長期的な森林づくりのマスタープランである市町村森林整備計画を作成し、その実現に向けて市町村や森林所有者等を指導・支援する森林総合監理士の技術的知見の向上を図るため継続教育等を実施。 本事業は、地域の森林づくりの牽引者となる森林総合監理士の技術の向上とともに情報の共有化によって技術者の能力向上や育成が図れることにより、森林・林業の再生に必要な人材の育成・確保に寄与する。	0245
(14)	特用林産振興総合対策事業 (平成26年度) (主、関連:30-12,17)	25 (25)	25 (24)	33 (33)	18	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ)	きのこ生産資材の安定供給体制の構築、きのこ生産の維持・回復に向けた震災前と震災後の生産資材導入費の差額支援、効率的な竹林施業体系の構築、新規用途開拓など特用林産物の品目ごとの具体的な課題の早期解決に向けた取組に必要な経費を支援。 このことにより、特用林産の振興が図られ、就業機会が増大するとともに、きのこの生産量の維持に寄与する。	0243
(15)	林業・木材産業成長産業化促進対策 (平成30年度) (関連:30-12,17,19)	-	-	-	12,077	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ) (2)-①-(ア) (2)-①-(イ) (2)-①-(ウ) (2)-①-(エ) (2)-②-(ア) (2)-②-(イ)	地域の自主性・裁量を尊重しつつ、森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を図るため、意欲と能力のある林業経営体が活動する地域を中心とした路網整備、高性能林業機械導入、主伐・再造林の一貫作業や木材関連事業者等が行う施設整備等に要する経費について、都道府県等に対して支援。 このことにより、木材を低コストで安定供給するための条件整備、木材産業の競争力強化、木材利用の拡大等を図り、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	新30-0024
(16)	スマート林業構築推進事業 (平成30年度) (主、関連:30-12,18)	-	-	-	210	(1)-①-(ア) (2)-②-(ア) (2)-②-(イ)	都道府県や市町村、林業事業者等の関係者が行うICT等の先端技術を活用した森林施業の効率化・省力化等の実践的取組や素材生産や木質バイオマスの収集・運搬、再造林作業を効率化するICT等を活用した林業機械の開発・改良等を推進する取組等に対して支援 これにより、森林経営計画に基づく低コストで効率的な森林施業の推進、低コストで効率的な作業システムの確立に寄与する。	新30-0022
(17)	現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策 (平成30年度) (主)	-	-	-	405	(2)-①-(ウ) (2)-②-(ア) (2)-②-(イ)	林業分野において、効率的かつ効果的な木材生産を実現するため、林業の現場を管理する班長クラスの責任者の育成や林業労働安全の取組等を支援。 このことにより、統括現場管理責任者(フォレストマネージャー)等の育成人数が増加し、ひいては路網の整備と高性能林業機械の活用による低コスト作業システムの下で、効率的な作業が図られることにより、国産材の供給・利用量の向上に寄与する。	新30-0021
(18)	木材生産高度技術者育成対策 (平成30年度) (主)	-	-	-	160	(1)-①-(ア)	林業の成長産業化を実現するためには、林業の生産性の向上を通じて収益性の向上を図り、利用期を迎えた森林資源の循環利用を促進する必要がある。 この林業の生産性の向上を図るためには、林業経営の規模拡大に意欲と能力のある林業経営者の育成を図るとともに、素材生産を効率化するための技術に加え、伐採跡地の再造林や保育等を低コストで実現することが必要となるが、そのためには、効率的な木材生産システムを念頭においた路網整備を行うことができる人材を育成する必要がある。 本事業において、ICT等先端技術を活用した路網作設に関する技術者等を育成することにより、効率的・効果的な路網が整備等されることになり林業生産性の向上とともに国産材の供給量の増大に寄与する。	新30-0023
(19)	中小企業者が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除 [所得税・法人税:措法第10条の3、第42条の6、第68条の11] (平成10年度)	<->	国税: <119> (<->) 地方税 <39> (<->)	<->	<->	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ) (2)-①-(イ) (2)-①-(ウ) (2)-①-(エ) (2)-②-(ア) (2)-②-(イ)	森林組合等が機械を購入した際に、取得価格の30%の特別償却又は税額控除(税額控除については資本等の金額が3千万円以下の中小企業者に限る)が適用される。 このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。	-
(20)	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除 [所得税・法人税:措法第10条の5の3、第42条の6、第68条の11] (平成25年度)	国税: <0.9> (<->) 地方税 <0.6> (<->)	国税: <0.1> (<->) 地方税 <0.1> (<->)	<->	<->	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ) (2)-①-(イ) (2)-①-(ウ) (2)-①-(エ) (2)-②-(ア) (2)-②-(イ)	林業者等が指導を受けて行う店舗の改修等に伴い、器具備品又は建物付属設を取得した場合購入取得価格の30%の特別7%の税額控除との選択適用。(税額控除の対象法人は、資本金の額等が3,000万円以下の中小企業等に限る) このことにより、林業者等の経営基盤を強化し、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。	-
(21)	山林所得の概算経費控除 [所得税:措法第30条] (昭和28年度)	<-> (<->)	<-> (<->)	<-> (<->)	<->	(1)-①-(ア)	立木の伐採又は譲渡に係る山林所得の金額の計算上、収入金額から控除すべき必要経費は、立木収入(収入金額-伐採費・譲渡に要した費用)に100分の50を乗じた金額とすることができる。 本特例措置は、山林所得の計算にあたり、山林の育成期間が長期に及び、森林の造成から伐採又は譲渡に至る期間の費用を明確に把握することは困難であること等から、山林所得の簡便な計算方法として設けられたものである。	-

(22)	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 [所得税・法人税:措法第34条の3、第65条の5、第68条の76] (昭和45年度)	<-> (<->)	<-> (<->)	<->	<->	(1)-①-(ア)	森林組合等が林地の譲渡を希望する森林組合員に代わって、林地の購入を希望する森林組合員にあっせんした場合、林地を譲渡した者は、所得税等の特別控除が適用される。 このことにより、林地の集約化と意欲ある森林所有者等による森林経営計画の作成が図られ、施業集約化等に寄与する。	-
(23)	保険会社等の異常危険準備金 [法人税:措法第57条の5、第68条の55] (昭和28年度)	<-> (<->)	<-> (<->)	<->	<->	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ) (2)-①-(イ) (2)-①-(ウ) (2)-①-(エ) (2)-②-(ア) (2)-②-(イ)	保険会社又は共済事業を行う協同組合が積み立てる異常危険準備金に算入できる特例措置。 このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与。	-
(24)	中小企業等の貸倒引当金の特例 [法人税:措法第57条の10、第68条の59] (昭和41年度)	<-> (<->)	国税:〈14〉 (<->) 地方税:〈6〉 (<->)	<->	<->	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ) (2)-①-(イ) (2)-①-(ウ) (2)-①-(エ) (2)-②-(ア) (2)-②-(イ)	森林組合等が貸倒引当金を計上した際に、繰越限度額を法定繰入額の10%増しとすることができる特例措置。 このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。	-
(25)	農林中央金庫等の合併に係る課税の特例 [法人税:措法第68条の2] (平成13年度)	<-> (<->)	<-> (<->)	<->	<->	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ) (2)-①-(イ) (2)-①-(ウ) (2)-①-(エ) (2)-②-(ア) (2)-②-(イ)	森林組合等が一定の要件を満たした合併を行う場合、移転資産は帳簿価格により引継ぎしたものとして、譲渡益の計上を繰り延べることができる特例措置。 このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。	-
(26)	山林についての相続税の納税猶予 [相続税:措法第70条の6の4] (平成24年度)	<-> (<->)	<-> (<->)	<160〉 (<->)	<151〉	(1)-①-(ア)	林業経営相続人が、森林経営計画に定められている区域内の山林(立木及び林地)について当該認定計画に従って施業を行ってきた被相続人からその山林を一括して相続し、同計画に基づいて引き続き施業を継続していく場合は、その山林に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予する措置。 本特例措置により、森林経営計画に基づく集約化や路網整備などに取り組む森林所有者の経営の継続が確保されることにより、安定的かつ効率的な林業経営が図られるとともに、適切な森林施業が継続され、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、継続的な森林経営及び施業集約化等の推進に寄与する。	-
(27)	農業協同組合等が合併した場合の課税の特例 [地価税:措法第71条の17] (平成3年度)	<-> (<->)	<-> (<->)	<-> (<->)	<->	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ) (2)-①-(イ) (2)-①-(ウ) (2)-①-(エ) (2)-②-(ア) (2)-②-(イ)	農業協同組合合併助成法等に基づく農協等の合併について、合併前の基礎控除の額の合計又は10億円のいずれか低い額を合併後の農協等の基礎控除として5年間適用する。 このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。	-
(28)	農業協同組合等が取得した共同利用機械等に係る特例措置 [固定資産税:地法第349条の3、4] (昭和49年度)	<-> (<->)	<-> (<->)	<-> (<->)	<->	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ) (2)-①-(イ) (2)-①-(ウ) (2)-①-(エ) (2)-②-(ア) (2)-②-(イ)	森林組合等が国の補助金又は交付金等の交付等を受けて取得する施設等(1台(基)当たりの取得価格330万円以上)の課税標準は3年度分に限り1/2の額とする。 このことにより、地域林業の中核的担い手である森林組合等に機械・装備への投資を促進させ、林業・木材産業の持続的かつ健全な発展を図ることで、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。	-
(29)	法人税法に基づく協同組合等の事業用施設に係る資産割及び従業者割の特例措置 [事業所税:地法第701条の1の1] (昭和50年度)	<-> (<->)	<-> (<->)	<-> (<->)	<->	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ) (2)-①-(イ) (2)-①-(ウ) (2)-①-(エ) (2)-②-(ア) (2)-②-(イ)	森林組合等がその本来の事業の用に供する施設において行う事業に対して課する資産割又は従業者割の課税標準は、資産割1/2、従業者割1/2を控除する。 このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に寄与する。	-
政策の予算額[百万円]			6,933 <25,865の内数>	6,689 <54,863の内数>	6,057 <32,556の内数>			
政策の執行額[百万円]			6,832 <25,313の内数>	6,680 <52,155の内数>				

参考:移替え予算に係る政策手段一覧

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			30年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	平成30年度行政 事業レビュー 事業番号
	27年度 [百万円]	28年度 [百万円]	29年度 [百万円]				
【参考:復興庁より】 (1) 特用林産施設体制整備復興事業 (平成24年度)	891 (834)	1,087 (927)	940 (835)	887	-	特用林産施設の効率化等のための生産・加工・流通施設の整備、次期生産に必要な生産資材の導入を支援。ほだ木の洗浄機械や簡易ハウスなどの放射性物質の防除施設等を整備。 本事業の実施により、林業の持続的かつ健全な発展に寄与する。	復-0101
【参考:復興庁より】 (2) 震災復興林業作業システム導入支援事業 (平成24年度)	231 (231)	336 (336)	359 (359)	359	-	復興に向けて林業事業体が行う放射整物質の影響を軽減させる作業システムの確立に必要な高性能林業機械のリース方式による導入を支援。 本事業の実施により、林業の持続的かつ健全な発展に寄与する。	復-0103

(注1)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。
(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。
(注3)複数政策に関連する予算については、＜＞外書きで記載している。

参考資料

1. 各指標における実績値の把握方法及び達成度合の判定方法

施策(1)	目標①	指標(ア)	把握の方法	都道府県等からの実績報告により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値)÷(当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(イ)	把握の方法	特用林産基礎資料より把握
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当年度実績(見込)値)÷(当年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
施策(2)	目標①	指標(ア)	把握の方法	森林総合監理士登録簿により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値-H25基準値)÷(当該年度目標値-H25基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(イ)	把握の方法	森林施業プランナー育成対策事業の実績により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当年度実績(見込)値-H23基準値)÷(当該年度目標値-H23基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(ウ)	把握の方法	「緑の雇用」現場技能者育成推進事業の実績より把握
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績-H22基準値)÷(当該年度目標値-H22基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(エ)	把握の方法	「緑の雇用」現場技能者育成推進事業の実績より把握
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値÷当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
	目標②	指標(ア)	把握の方法	厚生労働省「労働災害発生状況」により把握
			達成度合の判定方法	Aランク(おおむね有効):毎年目標値以下(被災者数が減少した)の場合 Bランク(有効性の向上が必要である):A又はC以外の場合 Cランク(有効性に問題がある):基準値を上回った場合
		指標(イ)	把握の方法	厚生労働省「労働災害発生状況」により把握
			達成度合の判定方法	Aランク(おおむね有効):毎年目標値以下(被災者数が減少した)の場合 Bランク(有効性の向上が必要である):A又はC以外の場合 Cランク(有効性に問題がある):基準値を上回った場合

2. 用語解説

注1	森林総合監理士	森林総合監理士(フォレスター)は、森林・林業に関する専門的かつ高度な知識及び技術並びに現場経験を有し、長期的・広域的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を示すとともに、市町村等への技術的支援を的確に実施する技術者である。
注2	森林施業プランナー	路網計画や間伐方法等の森林施業の方針、利用間伐等の事業収支を示した施業提案書を作成し、それを森林所有者に提示して、合意形成と森林施業の集約化ができる者。 森林施業プランナーの現状は、技能・知識・実践力のレベルが様々であることや、森林経営計画の作成の中核を担うものとして期待されていることから、その能力を客観的に評価し、一定の質を確保するとともに、その能力向上を図る上でインセンティブとなる森林施業プランナーの認定制度の運用を平成24年度から開始した。
注3	統括現場管理責任者(フォレストマネージャー)等	低コストで効率的な作業システムにより間伐等を行う作業班を適切に管理できる現場技能者であり、段階的かつ体系的な研修を終了し登録された者。複数の現場を統括管理する統括現場管理責任者(フォレストマネージャー)のほか、各現場の管理を担当する現場管理責任者(フォレストリーダー)が該当する。

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省30－⑱)

政策分野名 【施策名】	林産物の供給及び利用の確保					担当部局名		林野庁 【林野庁木材産業課/木材利用課/経営課/森林利用課/整備課/研究指導課/経営企画課/業務課/企画課】			
政策の概要 【施策の概要】	森林の有する多面的機能の持続的な発揮及び林業の持続的かつ健全な発展を図るとともに環境負荷の少ない社会の実現に資するため、我が国の経済社会の動向や木材の需要構造の変化等を踏まえた上で、木材の安定供給体制の構築、新たな木材需要の創出を推進する。					政策評価体系上の位置付け		森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展			
政策に関係する内閣の重要政策	森林・林業基本計画(平成28年5月24日閣議決定) 第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標 第3 林産物の供給及び利用に関する目標 第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 第3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策					政策評価 実施予定時期		令和2年8月			
施策(1)	木材の安定供給体制の構築										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	施業・林地の集約化、生産性の向上および供給基盤整備等を通じた原木の供給能力の増大、地域の核となる者が原木をとりまとめて供給する体制への転換、需給マッチングの円滑化、地域における森林資源、施設の整備状況等を踏まえながら、製材・合板工場等の規模ごとの強みを活かした木材加工・流通体制の整備、木材製品の品質・性能の確かな木材製品の供給、地域材の高付加価値化に向けた取組を推進する。										
	目標① 【達成すべき目標】		安定供給体制の構築								
	測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
				年度ごとの実績値							
				28年度	29年度	30年度	元年度	2年度			
(ア) 国産材の供給・利用量	24百万㎡	平成26年度	32百万㎡	令和2年度	26百万㎡	27百万㎡	29百万㎡	30百万㎡	32百万㎡	F↑一直	林業の成長産業化に向けて、国産材の安定供給体制の構築を図り、原木を供給する能力を増大していく必要がある。このため、国産材の供給・利用量を指標として関連施策を推進する。 各年度の目標値については、「森林・林業基本計画」(平成28年5月24日閣議決定)における令和2年の木材供給・利用量の目標32百万㎡とした。
					27,141千㎡	29,660千㎡	30,028千㎡ (暫定値)				

施策(2)			新たな木材需要の創出												
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】			新たな木質部材の開発・普及、木質バイオマスエネルギー利用の拡大、さらには、中大規模建築物への木材利用の進展など、木材利用をめぐる潮流を的確に捉え、新たな木材需要の創出に向けた取組を推進する。												
目標① 【達成すべき目標】			木材需要の創出												
	測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
		基準年度	目標年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度							
	(ア) 低層の公共建築物※1の木造率	23.2%	平成26年度	30.0%	令和2年度	24.3%	25.5%	26.6%	27.7%	28.9%	F ↑ 一直	国産材の供給・利用量の拡大に向け、「公共建築物等木材利用促進法」の推進による公共建築物等への地域材利用の拡大が必要である。このため、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」において、積極的に木造化を促進するとされている「低層の公共建築物の木造率」を指標として関連施策を推進することとする。 各年度の目標値については、各年度一定割合(1.13%/年)向上させ、令和2年度の30%まで、各年度一定割合(1.13%/年)で増加させることとした。			
	(イ) 木質バイオマス等燃料材利用量	180.5万㎡	平成26年度	600万㎡	令和2年度	320万㎡	390万㎡	460万㎡	530万㎡	600万㎡	F ↑ 一直				
(ウ) 「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」の登録木材関連事業者※2数	—		13,000業者	令和2年度	—	3,000業者	7,000業者	11,000業者	13,000業者	S ↑ 一直	違法伐採対策の実効性を確保するためには、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」における登録木材関連事業者数を増加させる必要がある。このため、同法の登録木材関連事業者数を指標として関連施策を推進することとする。 各年度の目標値については、登録木材関連事業者数を法律施行後5年の令和3年度までに15,000業者に増加させることを目標とし、法律施行後4年目の令和2年度に13,000業者とした。				
目標② 【達成すべき目標】			消費者等の理解の醸成												
	測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
		基準年度	目標年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度							
	(ア) 「木づかい運動※3」に対する消費者の認知度の向上	27%	平成27年度	37%	令和2年度	29%	31%	33%	35%	37%	F ↑ 一直	国産材利用を拡大していくためには、一般消費者の、木の良さや木材利用の意義への理解を醸成することが必要である。このため、林野庁では平成17年度から国民運動として「木づかい運動」を展開しており、この認知度の向上を指標として関連施策を推進することとする。 各年度の目標値については、各年度で一定割合(2%)で向上させ、令和2年度までに37%まで増加させることとした。			
政策手段 (開始年度)		予算額計(執行額)			30年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等					平成30年度行政 事業レビュー 事業番号			
		27年度 [百万円]	28年度 [百万円]	29年度 [百万円]											
(1)	森林法(普及指導事業制度) (昭和26年)	—	—	—	—	(1)①(ア)	都道府県に林業普及指導員を置き、森林所有者、市町村等に対し、林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導等を行う。このことにより、木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進が図られ、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。					—			
(2)	林業・木材産業改善資金助成法 (昭和51年)	—	—	—	—	(1)①(ア)	無利子の林業・木材産業改善資金の貸付けにより、林業及び木材産業の健全な発展等を一体的に推進。 本法に基づき、各都道府県において、林業・木材産業改善資金の貸付事業を実施することにより、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。					—			
(3)	木材の安定供給の確保に関する特別措置法 (平成8年)	—	—	—	—	(1)①(ア)	木材の生産の安定及び流通の円滑化を図るため、木材安定供給確保事業計画等特別な措置を講ずることにより、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。					—			

(4)	公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律 (平成22年)	-	-	-	-	(2)-①-(ア)	木材の利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するため、農林水産大臣及び国土交通大臣が策定する公共建築物の建築における国内で生産された木材その他の木材の利用の促進に関する基本方針について定めるとともに、公共建築物の建築に用いる木材を円滑に供給するための体制を整備する等の措置を講ずる。 同法の規定に基づき、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」を公表。また、あらゆる機会を通じ地方公共団体等への説明会を開催するなど法律の周知・徹底、さらに、関係省庁連絡会議や副大臣会議等において、各省庁に公共建築物等への積極的な木材利用を要請することにより、木材需要の高まりが期待され、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
(5)	合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (平成29年)	-	-	-	-	(2)-①-(ウ)	自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、もって地域及び地球の環境の保全に資するため、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関し基本的な事項を定めるとともに、木材関連事業者による合法伐採木材等の利用の確保のための措置等を講ずる。 同法の規定に基づき、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針」を定め、木材関連事業者が取り扱う木材について合法性の確認を求めるとともに、合法性の確認を適切かつ確実に行う事業者の任意の登録制度を設けることにより、合法性が確認された木材の利用を促進し、我が国における違法伐採木材の流通の防止に寄与する。	-
(6)	森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略 (平成29年)	-	-	-	-	(1)-①-(ア) (2)-①-(ア) (2)-①-(イ) (2)-①-(ウ) (2)-②-(ア)	森林の多様な機能の発揮に関する研究等を実施することにより、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発を推進。 平成29年3月に策定された森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略を踏まえ、森林総研、都道府県等関係機関との連携を図りつつ、研究・技術開発を推進することにより、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展、林産物の供給及び利用の確保に寄与する。	-
(7)	農山漁村振興交付金 (平成28年度) (関連:30-3,7,8,12,14,15,16,17,18,22)	-	7,326 の内数 (7,011 の内数)	8,602 の内数 (7,886 の内数)	10,070 の内数	(1)-①-(ア) (2)-①-(ア) (2)-①-(イ) (2)-①-(ウ) (2)-②-(ア)	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結び付ける取組までを総合的に支援することにより、新規定住者数及び交流人口の維持向上等が図られ、山村地域の活性化、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	0204
(8)	国有林野事業 (平成25年度) (関連:30-12,17)	11,949 (10,445)	11,275 (10,182)	11,769 (11,110)	11,689	(1)-①-(ア)	国による直轄事業により、国有林野における公益的機能の維持増進に対応した管理経営の推進、総合利用、国民に対する情報提供、国民参加の森林保全活動等の推進、素材(丸太)の生産・販売等を実施。 国民共通の財産である国有林を将来にわたって適切に管理経営を行い、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等の公益的機能の維持増進、林産物の持続的かつ計画的な供給等国有林野事業の使命を果たすことにより土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	0229
(9)	林業普及指導事業交付金 (昭和58年度) (関連:30-17,18)	358 (358)	358 (358)	358 (358)	358	(1)-①-(ア)	森林整備の担い手である森林所有者、市町村等に対して、知識・技術の普及を行い、森林整備を効果的に推進する等の重要な役割を持つ林業普及指導員について、各都道府県における普及水準を一定に確保しつつ、国際約束である温室効果ガスの削減に資する間伐の推進など、都道府県域を超えた国レベルでの課題や緊急を要する課題などに、国と都道府県が一体となって実施・対応するため活動を支援を行うことにより、森林施業が適切に行われ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営、森林病虫害等の被害の防止に寄与する。	0239
(10)	林業信用保証事業交付金 (平成30年度) (主)	-	-	-	319	(1)-①-(ア)	林業者・木材産業者の事業に必要な資金を円滑に融通できるよう、(独)農林漁業信用基金が林業信用保証事業を実施するために必要な経費の一部について支援。 保証料等の負担軽減を行うことにより、林業・木材産業の健全な発展及び林産物の利用の促進を図り、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	新30-0028
(11)	林業施設整備等利子助成事業 (平成30年度) (主)	-	-	-	380	(1)-①-(ア)	森林取得や林業施設の整備、自然災害等からの復旧等に係る公庫資金等の金利負担について利子助成。 林業経営改善計画等の認定を受けた林業者等の森林の取得、木材の加工・流通施設の導入等や自然災害の被害を受けた林業者等の林道や林業施設等に復旧・復興に対する融資に利子助成を行うことにより、森林施業の集約化と木材の加工・流通構造の改革災害からの早期復旧を通じ、地域材の利用促進を図り、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	新30-0027
(12)	林業・木材産業成長産業化促進対策 (平成30年度) (主、関連:30-12,17,18)	-	-	-	12,077	(1)-①-(ア) (2)-①-(ア) (2)-①-(イ) (2)-①-(ウ) (2)-②-(ア)	地域の自主性・裁量を尊重しつつ、森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を図るため、意欲と能力のある林業経営体が活動する地域を中心とした路網整備、高性能林業機械導入、主伐・再造林の一貫作業や木材関連事業者等が行う施設整備等に要する経費について、都道府県等に対して支援。 このことにより、木材を低コストで安定供給するための条件整備、木材産業の競争力強化、木材利用の拡大等を図り、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	新30-0024
(13)	木材産業・木造建築活性化対策 (平成30年度) (主、関連30-12)	-	-	-	1,087	(1)-①-(ア)	新たな木材需要を創出するため、非住宅分野を中心としたJAS構造材(無垢製材、CLT)の利用拡大、中高層建築物等に利用できるCLTの利用促進、顔の見える木材での快適空間づくり、川上から川下の関係者による地域の生産・加工・流通の効率化などへの支援を通じ、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	新30-0025
(14)	木づかい・森林づくり推進事業 (平成27年度) (主、関連:30-12,17)	1,581 (1,554)	3,160 (3,124)	1,599 (1,588)	112	(1)-①-(ア) (2)-②-(ア)	木づかいや森林づくりに対する国民の理解を醸成するための幅広い普及啓発の取組に対して支援。 本支援を通じ、木材利用や森林づくりについて、幅広く国民の理解と行動を促すことにより、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	0251
(15)	木材需要の創出・輸出力強化対策 (平成30年度) (主、関連:30-12)	-	-	-	559	(1)-①-(ア) (2)-①-(ア) (2)-①-(イ) (2)-①-(ウ)	公共建築物の木造化・木質化に向けた普及促進、「地域内エコシステム」の構築に向けたモデル的な取組の促進等による木材需要の創出や、高付加価値木材製品の輸出拡大を支援。 本施策を通じ、新たな木材需要の創出を行うことにより、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	新30-0026

	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 (16) [所得税・法人税:措法第33条、第64条、第68条の70] (昭和26年度)	<-> <->	<-> <->	<-> <->	<-> <->	(1)-①-(7)	収用換地等の場合の5,000万円特別控除制度(措法65の2)との選択適用により、その代替資産につき譲渡益の範囲内で課税の繰り延べ特例措置。 本特例措置により、必要な収用等が進むことにより、適切な森林施業が行われ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
	交換処分等に伴い資産を取得した場合の特例[所得税・法人税:措法第33条2] (昭和26年度)	<-> <->	<-> <->	<-> <->	<-> <->	(1)-①-(7)	交換取得資産の帳簿価格を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額を当該事業年度の取得の金額の計算上、損金の額に算入することができる。 本特例措置により、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除[所得税・法人税:措法第33条の4、第65条の2、第68条の73] (昭和26年度)	<-> <->	<-> <->	<-> <->	<-> <->	(1)-①-(7)	収用に係る山林(立木、林地)の譲渡が、6ヶ月以内にされた場合は、補償金等の額から5,000万円を特別控除。 本特例措置により、必要な収用等が円滑に進むことにより、適切な森林施業が行われ土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
	収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例 (19) [所得税:措法第64条の2、第68条の71] (昭和26年度)	<-> <->	<-> <->	<-> <->	<-> <->	(1)-①-(7)	収用等があった事業年度では代替資産の取得がなく、翌期以降指定期間内に補償金等をもって代替資産の取得をする見込みであるときは、その譲渡益の範囲内で特別勘定として繰り越すことができる。 本特例措置により、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
	信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減 [登録免許税:措法第78条] (昭和48年度)	<1> <->	<0>	<0>	<0.2>	(1)-①-(7)	(独) 農林漁業信用基金の信用保証に係る債権を担保するために受ける抵当権の設定登記等についての税率の軽減。 (独) 農林漁業信用基金の保証により金融機関から融資を受けて経営改善等を図ろうとする林業者等を対象に、これらの者がスムーズに経営改善等に着手できるよう、事業開始年度の経営負担を軽減し資金調達の円滑化を図ることにより、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
	軽油取引税の課税免除の特例 [軽油引取税:地税法附則第12条の2の7] (平成21年)	<5,460> <3,825>	<4,063>	<4,301>	<4,539>	(1)-①-(7)	林業機械等の動力源に使用する軽油について、軽油取引税の免税措置。 本特例措置により、林業者・木材産業者の経営安定等を確保し、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
	木材取引市場、製材等の加工業者又は木材の販売業者の事業用木材保管施設に係る資産割の特例措置 [事業所税:地税法第701条の41第1項第8号] (昭和50年)	<342> <305>	<309> <325>	<314>	<314>	(1)-①-(7)	木材取引のために開設される市場又は製材、合板の製造、その他の木材の加工を業とする者若しくは木材を販売する者がその事業の用に供する木材の保管施設について、事業所税の資産割の課税標準を3/4控除する。 本特例措置により、林業者・木材産業者の経営安定等を確保し、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
	グリーン投資減税 (木質バイオマス発電設備・木質バイオマス熱供給装置) [所得税・法人税:措法第10条の2の2、第42条の5、第68条の10] (平成28年度)	<-> <->	<-> <->	<-> <->	<-> <->	(2)-①-(イ)	青色申告書を提出する個人又は法人が、相当程度の効果(エネルギー起源CO2排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大)が見込まれる設備・機器を取得し、事業の用に供した場合、取得額の30%の特別償却又は取得価格の7%の税額控除(中小企業者等に限定。)が適用される。 本支援措置により、木質バイオマスエネルギーの利用拡大を図られ、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
	中小企業者が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除 [所得税・法人税:措法第10条の3、第42条の6、第68条の11] (平成10年度)	<->	国税: <119> <-> 地方税 <39> <->	<->	<->	(1)-①-(7)	森林組合等が機械を購入した際に、取得価格の30%の特別償却又は税額控除(税額控除については資本等の金額が3千万円以下の中小企業者に限定)が適用される。 このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除 [所得税・法人税:措法第10条の5の3、第42条の6、第68条の11] (平成25年度)	国税: <0.9> <-> 地方税 <0.6> <->	国税: <0.1> <-> 地方税 <0.1> <->	<->	<->	(1)-①-(7)	林業者等が指導を受けて行う店舗の改修等に伴い、器具備品又は建物付属設を取得した場合購入取得価格の30%の特別7%の税額控除との選択適用。(税額控除の対象法人は、資本金の額等が3,000万円以下の中小企業等に限定) このことにより、林業者等の経営基盤を強化し、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
政策の予算額[百万円]			4,205 <25,865の内数>	3,414 <54,863の内数>	2,472 <32,556の内数>			
政策の執行額[百万円]			4,024 <25,313の内数>	3,099 <52,155の内数>				

参考:移替え予算に係る政策手段一覧

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			30年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	平成30年度行政 事業レビュー 事業番号
	27年度 [百万円]	28年度 [百万円]	29年度 [百万円]				
(1) 【参考:復興庁より】 安全な木材製品等流通影響調査・ 検証事業 (平成29年度)	105 (105)	101 (101)	101 (101)	704	-	製材工場等での原木の受け入れから木材製品等の出荷までの工程を対象とし、木材製品や作業環境などの放射性物質の継続調査・分析、川上から川下までの木材製品等の流通調査・分析、県内の原木市場や製材工場等への放射性物質測定装置の導入等を支援する。 本事業の実施により、林産物の供給及び利用の確保に寄与する。	復-0094
(2) 【参考:復興庁より】 災害復旧関係資金利子助成事業 (平成24年度)	189 (189)	177 (177)	170 (170)	57	-	東日本大震災により被災した林業者等が行う復旧・復興の取組みを支援するため、高性能林業機械等の整備や木材加工施設等の再建等に必要資金を日本政策金融公庫から借り入れる場合に、実質無利子、無担保・無保証の貸付とすることで資金調達を円滑にする。 本事業の実施により、木材の生産、加工等の体制を整備し、国産材の供給、利用量の安定化を図り、林産物の供給及び利用の確保に寄与する。	復-0102
(3) 【参考:復興庁より】 放射性物質被害林産物処理支援 事業 (平成25年度)	422 (338)	386 (315)	386 (287)	386	-	地域林産物の流通安定化を図るため、製材工場等に滞留する樹皮、ほだ木等の放射性物質被害林産物の処理対策として、廃棄物処理施設での焼却及び運搬費用、一時保管費用等、製材工場等が負担する経費を一時的に立替支援する。 本事業の実施により、林産物の供給及び利用の確保に寄与する。	復-0105

(注1)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)複数政策に関連する予算については、<>外書きで記載している。

参考資料

1. 各指標における実績値の把握方法及び達成度合の判定方法

施策(1)	目標①	指標(ア)	把握の方法	木材統計調査等を基に林野庁が集計公表している木材需給表より国産材供給量を集計し、達成状況を把握。
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値)÷(当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
施策(2)	目標①	指標(ア)	把握の方法	国土交通省「建設着工統計」をもとに達成状況を把握
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値)÷(当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(イ)	把握の方法	木材統計調査等を基に林野庁が集計公表している木材需給表より利用量を集計し、達成状況を把握。
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値)÷(当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(ウ)	把握の方法	登録実施機関の情報により把握
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値)÷(当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
	目標②	指標(ア)	把握の方法	農林水産統計調査又はアンケート調査により認知度を集計し、達成状況を把握。
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値)÷(当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

2. 用語解説

注1	低層の公共建築物	低層とは、3階以下の建築物をいう。なお、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号)等においては、積極的に木造化を推進する低層の公共建築物として、①学校、②老人ホームなどの社会福祉施設、③病院又は診療所、④体育館などの運動施設、⑤図書館などの社会教育施設、⑥駅その他待合所及び及び高速道路の休憩所を定めている。
注2	「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」の登録木材関連事業者	「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(平成28年法律第48号)に基づき、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる登録された木材関連事業者。
注3	木づかい運動	平成17年度から、広く一般消費者を対象に木材利用の意義を広め、木材利用を拡大していくための国民運動として実施。

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省30－⑳)

政策分野名 【施策名】	水産資源の回復					担当部局名	水産庁 【管理課/栽培養殖課/国際課】				
政策の概要 【施策の概要】	我が国周辺の「身近な自然の恵み」が国民の食生活等において十分活用されるようにしていくことが重要であり、そのためには、水産資源の持続的利用を確保すること等により、我が国の水産物の自給力を維持・強化することが不可欠である。 この中、水産資源の持続的利用の確保を図るため、 ①国内の資源管理の高度化と国際的な資源管理の推進 ②持続可能な養殖業・栽培漁業の推進 の施策を行う。					政策評価体系上の 位置付け	水産物の安定供給と水産業の健全な発展				
政策に関係する内閣の重要政策	水産基本計画(平成29年4月28日閣議決定) 第2 I 2 国内の資源管理の高度化と国際的な資源管理の推進 第2 I 3 持続可能な漁業・養殖業の確立 農林水産業・地域の活力創造プラン(平成30年6月1日改訂) Ⅲ 9. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化 未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定) 第2 I [4] 1 .(3) iv) 水産業改革 経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定) 第2章 5. (4) ①農林水産新時代の構築 規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定) Ⅲ 3. 水産分野					政策評価 実施予定時期	令和3年8月				
施策(1)	国内の資源管理の高度化と国際的な資源管理の推進										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	資源管理指針・計画に基づく資源管理を、大宗の漁業者の参画を得て全国的に推進するほか、国際機関(注1)や二国間の漁業協力等を通じて公海域等における資源管理の推進及び海外漁場の確保を図るとともに、資源を共有する周辺諸国・地域との連携・協力を強化することにより、国際的な資源管理を推進する。										
目標① 【達成すべき目標】	資源管理の高度化										
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					29年度	30年度	元年度	2年度	3年度		
(ア) 中位又は高位水準(注2)の魚種の比率	53.8%	平成14～28年度における中高位にある魚種の値の上位3分の2以内の比率	直近15年間に ある魚種の 値の上位3 分の2以内 の比率	各年度	53.8%	53.8%	直近15年 間における 中高位に ある魚種の 値の上位3 分の2以内 の比率	直近15年 間における 中高位に ある魚種の 値の上位3 分の2以内 の比率	直近15年 間における 中高位に ある魚種の 値の上位3 分の2以内 の比率	〇－差	我が国周辺水域の資源水準は、評価対象魚種のうち約5割が低位にあり、適切な資源管理により資源の維持・増大を図ることが重要となっているため、資源の状況を的確に示すものとして、我が国周辺水域の資源評価対象魚種のうち、資源動向が中位と高位にある魚種の比率の動向を測定指標として選定した。 毎年度の目標値については、資源評価対象魚種のうち、資源動向が高位又は中位にある魚種(46種84系群)の直近15年間に おける中高位にある魚種の値の上位3分の2以内の比率とすることとして選定した。
					56.3%	53.8%					

目標② 【達成すべき目標】		国際機関や二国間の漁業協力等を通じた国際的な資源管理の推進									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	年度ごとの実績値								
			29年度	30年度	元年度	2年度	3年度				
(ア) 国際機関による資源管理 対象魚種及び漁業協定数	92魚種 53協定	平成28年度	対前年増 又は同数	各年度	対前年(28 年度：92 魚種、53協 定)増又は 同数	対前年増 又は同数	対前年増 又は同数	対前年増 又は同数	対前年増 又は同数	S＝一直 (定性)	水産資源の国際的な資源管理については、関係国が協力して、資源評価、漁獲努力量の管理やIUU(注3)(違法・無報告・無規制)漁船対策等を積極的に進めていく必要があることから、水産資源の適切な保存及び管理を目的とする「国際漁業機関による管理対象魚種の数」と関係国との間で締結する「漁業協定数」を測定指標とし、その維持・増加を目標とする。 なお、本指標のうち、資源管理対象魚種数は国際漁業機関において規制が行われている魚種の数であり、漁業協定数は、政府間協定及び我が国民間と相手国政府との漁業協定の数である。
施策(2)		持続可能な養殖業・栽培漁業の推進									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		親魚を取り残し、その親魚が卵を産むことにより再生産を確保する資源造成型栽培漁業(注4)の推進、環境負荷の少ない持続的な養殖業(注5)による漁場環境の改善の推進等により、我が国排他的経済水域(注6)等における資源管理の強化を図る。									
目標① 【達成すべき目標】		種苗放流等による資源造成の推進と漁場環境への負担の少ない養殖業の確立									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	年度ごとの実績値								
			29年度	30年度	元年度	2年度	3年度				
(ア) 主な栽培漁業対象魚種及び 養殖業等の生産量	1,713 千トン	平成22年度	1,739 千トン	平成34年度	1,728 千トン	1,730 千トン	1,733 千トン	1,735 千トン	1,737 千トン	F↑一直	水産資源や漁獲量が減少する中、消費者ニーズの高い水産動植物を安定的に供給している養殖業等の生産を増大させることが、水産資源の回復・管理に繋がることから、主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量を測定指標として選定した。 目標値については、海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針において、平成22年度から令和4年度までに、主な栽培漁業対象魚種の生産量について12千トン増、養殖業の生産量について14千トン増を目指すこととしているため、同目標と同様としたものである。 各年の目標値については、前年度の目標値に平成22年度から令和4年度までの増加目標26千トンを12年で除した数値(2.2千トン)を加えた値として選定した。
(イ) 海面養殖業の総生産量に 占める漁場改善計画(注7) 策定海面における生産量 の割合	76.1%	平成22年度	90.0%	平成34年度	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	F＝一直	漁場環境の悪化を防止し、持続的な養殖生産を実現するため、養殖漁場の改善を図る漁場改善計画の策定を促進し、同計画の対象となる海面養殖の生産量の割合を高める必要があることから、「海面養殖業の総生産量に占める漁場改善計画策定海面における生産量の割合」を測定指標として選定した。 目標値については、資源管理・漁業経営安定対策と連携することにより、平成22年度の76.1%を令和4年度までに90%とするとしていたが、この政策効果により、現在既に90%を超えているところ。 このため、年度ごとの目標値を見直すこととし、令和4年度目標を近年既に達成していることから「現状維持」とし、平成28年度から令和4年度まで毎年目標値を90.0%と設定した。

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			30年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	平成30年度行政事業レ ビュー 事業番号
	27年度 [百万円]	28年度 [百万円]	29年度 [百万円]				
(1) 漁業法 (昭和24年)	—	—	—	—	(1)-①-(ア)	漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図るため、漁業生産に関する基本的制度を定め、漁業者等を主体とする漁業調整機構の運用によって、水面を総合的に利用する。 これにより、資源管理・回復の着実な推進に寄与する。	—
(2) 海洋水産資源開発促進法 (昭和46年)	—	—	—	—	(1)-①-(ア)	漁業の健全な発展と水産物の供給の安定に資するため、海洋水産資源の開発及び利用の合理化を促進する。 これにより、資源管理・回復の着実な推進に寄与する。	—
(3) 海洋生物資源の保存及び 管理に関する法律 (平成8年)	—	—	—	—	(1)-①-(ア)	排他的経済水域等における海洋生物資源の保存及び管理を図り、漁業の発展と水産物の供給の安定を目的とする。 漁獲可能量の適切な管理等を実施することにより、水産資源の適切な保存及び管理が可能となる。 これにより、資源管理・回復の着実な推進に寄与する。	—
(4) 排他的経済水域における 漁業等に関する主権的権 利の行使等に関する法律 (平成8年)	—	—	—	—	(1)-①-(ア)	我が国排他的経済水域における外国人による漁業等に対する許可等を行い、その漁獲枠を適切に管理することで資源管理の着実な実施が可能となる。 これにより、資源管理・回復の着実な推進に寄与する。	—
(5) 外国人漁業の規制に関す る法律 (昭和42年)	—	—	—	—	(1)-①-(ア)	外国人が漁業に関して我が国の水域の使用の規制について必要な措置を定めることにより、我が国漁業の正常な秩序の維持(資源管理等)に支障を生ずるおそれがある事態に対処することが可能となる。 これにより、資源管理・回復の着実な推進に寄与する。	—
(6) 漁船法 (昭和25年)	—	—	—	—	(1)-①-(ア)	漁業の合理的発展のため、漁船の建造等の許可制度及び登録制度により管理し、かつ、漁船の検査及び試験を行い、漁船の性能の向上を図り、漁船の大きさ(トン数)や性能を管理することにより、水産資源の乱獲を防止し、水産資源の保護及び漁業調整に寄与する。 これにより、資源管理・回復の着実な推進に寄与する。	—
(7) 水産資源保護法 (昭和26年)	—	—	—	—	(1)-①-(ア)	水産資源の保護培養を図り、かつ、その効果を将来にわたって維持することを目的とする。 これにより、資源管理・回復の着実な推進に寄与する。	—
(8) 沿岸漁場整備開発法 (昭和49年)	—	—	—	—	(1)-①-(ア) (2)-①-(ア)	水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成を計画的かつ効率的に推進するための措置を講ずることを目的とする。 これにより、資源管理・回復の着実な推進及び主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量の確保に寄与する。	—
(9) 持続的養殖生産確保法 (平成11年)	—	—	—	—	(2)-①-(ア) (2)-①-(イ)	漁協等による養殖漁場の改善を促進及び特定の養殖水産動植物の伝染性疾病のまん延の防止のための措置を講ずることを目的とする。 漁場改善計画を策定し、養殖漁場の改善・維持に取組むことにより、持続的な養殖生産の確保に寄与する。	—
(10) EEZ内資源・漁獲管理体制 強化事業 (平成30年度) (主)	—	—	—	589	(1)-①-(ア) (1)-②-(ア)	国際合意に基づく太平洋クロマグロの漁獲枠の遵守に資するよう、魚種を選択して漁獲することが難しい定置網の漁具改良を支援しつつ、水産資源の回復に寄与している。また、本事業によって国内の漁業者による自主的資源管理の促進や漁獲可能量(TAC)制度による資源管理を推進し、結果として資源管理の強化が図られる。	新30-0029

(11)	船舶運航に要する経費 (～年度) (主)	12,920 (12,244)	12,883 (12,023)	12,810 (12,547)	14,344	(1)-①-(ア) (1)-②-(ア)	我が国周辺水域等における、重点取締水域において漁業取締船による取締り等を実施し、巧妙化・悪質化・広域化している外国漁船や日本漁船の違法操業を未然に防止し、適切な資源管理により資源の維持増大を図り、水産物の安定供給の確保に寄与するものである。また、サンマ・イカ等の国際水産資源の調査を行うことにより、国際機関や二国間の漁業協力を通じた公海域における資源管理の推進を図るものである。	0254
(12)	漁業資源調査に要する経費 (平成18年度) (主、関連：29-12)	2,548 (2,491)	2,793 (2,688)	3,125 (3,042)	3,389	(1)-①-(ア) (1)-②-(ア)	我が国周辺水域の主要魚種及び公海等で漁獲される国際漁業資源について、調査・解析等を実施し、適切な資源管理に必要な科学的知見を国や地域漁業管理機関等に提供する。 このことにより、科学的根拠に基づく適切な資源管理が可能となり資源の維持・増大が図られ、資源評価対象魚種のうち資源水準が高位又は中位にある魚種の比率維持・増大につながり、水産物の安定供給に寄与する。 また、各種国際漁業資源について資源状況及び動向要因を把握し、資源評価を行うことで、国際機関等における交渉で、科学的知見をもって議論を主導できるようになることから、適切な国際的資源管理体制の確立や我が国への安定供給に寄与する。	0259
(13)	漁場環境改善推進事業 (平成30年度) (主)	—	—	—	185	(2)-①-(ア)	栄養塩と水産資源との関係を解明し、適切な栄養塩管理モデルを構築すること、赤潮・貧酸素水塊のモニタリング技術や防除技術を研究開発し、赤潮・貧酸素水塊による漁業被害を低減すること及び海洋プラスチックごみの削減方策の実証・検討と普及を行い、海洋環境、生態系及び漁業活動への影響を軽減することにより、漁場環境の保全及び水産資源の維持・回復を行い、養殖業等の生産量の確保に寄与する。	新30-0030
(14)	海洋生態系保全動向調査事業 (平成30年度) (主)	—	—	—	16	(1)-②-(ア)	生物多様性条約等に基づいて海洋保護区の適切な設置と管理の充実が求められており、国内外の優良事例について調査・分析を行った上で、我が国における管理措置等の提言を行う。また、ワシントン条約等において、必要以上に漁業の規制強化を図る動きへの適切な対応が必要となっており、国際的な議論等を調査・分析し、科学的根拠に基づいて主張していく。 これらの取組を通じて、国際的な資源管理の推進や海洋生態系の保全、水産資源の持続的利用に寄与する。	新30-0032
(15)	漁業調整委員会等交付金 (昭和60年度) (主)	185 (185)	183 (182)	181 (180)	181	(1)-①-(ア)	漁業調整委員会等が、漁業法をはじめとする漁業関係法令に規定する事項を処理するために必要な基礎的経費を交付。 漁業調整委員会等の活動を通じ、各地域での資源回復計画や資源保護の取組が進むことにより、水産資源の回復に寄与する。	0257
(16)	浜の活力再生交付金 (資源管理目標) (平成17年度) (関連：29-21、22)	8,111 (7,706)	6,946 (6,837)	4,342 (4,175)	6,770	(1)-①-(ア)	水産物の安定供給のため、漁場利用上のトラブル等が広域的に問題となっている地域に関する実態調査やその漁場利用調整に関する関係者間の協議、国際漁場に隣接する境界水域における操業の管理の徹底、外国漁船とのトラブル防止のための操業指導等の都道府県の取り組み、密漁防止対策に対して支援することにより、水産資源の回復に寄与する。	0299
(17)	漁場油濁被害対策費 (昭和49年度) (主)	36 (30)	29 (23)	25 (20)	25	(2)-①-(ア)	原因者が判明しない漁場油濁被害を受けた漁業者に対し、救済金の支給や漁業者が実施した防除清掃活動に要した費用の支弁を行うとともに、被害額の審査認定及び講習会の開催等油濁防止対策を実施することにより、被害漁業者の迅速な救済を図り、漁業者の経営安定に資する。併せて汚染漁場の回復に寄与する。	0255
(18)	厳しい環境条件下におけるサンゴ礁の面的保全・回復 技術開発実証事業 (平成30年度) (主)	—	—	—	150	(2)-①-(ア)	サンゴ礁の面的な保全・回復技術の確立及び普及を図ることにより、多様な水産生物の生息場となるサンゴ礁の保全・再生を図り、水産資源の増殖環境を整え、もって、水産資源の維持・増大に寄与する。	新30-0031
(19)	内水面漁業対策 (平成19年度) (主、関連：29-12)	730 (703)	687 (654)	710 (705)	710	(2)-①-(ア)	外来魚の駆除手法の開発、先端技術を使用したカワウ被害対策技術の開発、地域間の広域的な連携による推進体制の下でのカワウ・外来魚の生息状況調査・被害防止対策等の取組の支援、並びにウナギ種苗の大量生産システムの実証化やウナギ資源の生息状況調査、河川の環境収容力を推定する手法の開発、ウナギの効果的な放流手法の検討及びウナギ資源の増殖の取組の支援を実施することにより、在来魚漁獲量やウナギ生産量を維持・回復し、主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量の確保、生物多様性の保全に寄与する。	0260
(20)	養殖対策 (平成22年度) (主)	271 (269)	401 (371)	236 (235)	413	(2)-①-(ア)	環境変化に適応したノリの養殖技術の開発、養殖コストの抑制技術及び新たな養殖手法の開発、クロマグロ養殖における高機能・高効率餌料の開発を実施するとともに、真珠養殖業等の国際競争力の強化のための関係機関の連携強化に向けた枠組構築のための支援等により、養殖水産物の安定的な供給を確保する。	0266
(21)	増殖対策 (平成23年度) (主)	482 (453)	435 (421)	489 (484)	507	(2)-①-(ア)	資源の減少が著しい二枚貝や主要魚種の種苗生産技術の開発及び増殖の取組の支援、サケの生き残り状況等の調査及びサケの回帰率を向上させるために放流手法を改良する取組の支援並びに資源管理と連携した集中的な種苗放流や県域を越えた適地放流、親魚養成の拠点化など効果的かつ効率的な種苗放流の実証を支援することにより、主な栽培漁業対象種の生産量の確保に寄与する。	0267

(22)	有明海のアサリ等の生産性向上実証事業 (平成20年度) (主)	332 (332)	325 (325)	325 (325)	325	(2)-①-(ア)	有明海におけるアサリ等の生産性向上のため、これまでの実証事業のうち特に効果が認められた技術を用い、母貝生息地の造成、稚貝育成、移植、カキ礁の造成による貧酸素水塊の軽減によって、主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量の確保に寄与する。	0261
(23)	包括的な国際資源管理体制構築事業 (平成27年度) (主)	392 (392)	402 (402)	451 (450)	447	(1)-②-(ア)	高度回遊性魚類であるかつお・まぐろ類は、海域ごと等における5つの地域漁業管理機関による国際的な資源管理が行われており、生産・消費の双方において責任ある立場に置かれている我が国は、全ての地域漁業管理機関に加盟し、科学的根拠に基づき国際的な資源管理に積極的に取り組んできたところ。また、底魚類、さんま、いか類等資源についても、平成27年7月に発効した北太平洋漁業資源保存条約により設立された新たな地域漁業管理機関の下で資源管理が行われることになった。本事業の実施により、適正な資源管理措置を包括的に実施し、国際機関による資源管理対象魚種であるまぐろ類等の保存及び管理並びに漁業関連協定の維持に寄与する。	0272
(24)	さけ・ます漁業協力事業費補助金 (昭和53年度) (主)	100 (100)	105 (104)	105 (103)	105	(1)-②-(ア)	ロシア連邦の河川で産卵する潮河性魚類資源の保護、再生産及び維持を図ることにより、日ロ間の漁業協力関係を通じた友好関係をより一層深めるとともに、我が国さけ・ます漁業の安定的継続を図る。 本事業を確実に実施することにより、国際機関による資源管理対象魚種であるさけ・ます類の保存及び管理並びに日ロ漁業関連協定の維持に寄与する。	0256
(25)	国際漁業資源持続的利用連携強化促進事業 (平成23年度) (主)	44 (44)	37 (37)	52 (52)	41	(1)-②-(ア)	東シナ海・北太平洋等における中国、台湾漁船等の漁獲の急激な拡大に対し、資源管理を強化するとともに、その取組を通じて我が国漁船の操業機会を確保するため、規制強化や漁場利用ルール作成等に必要な情報収集・分析及び情報発信、事故・トラブル防止等の取組を実施するものであり、国際機関による資源管理対象魚種及び漁業協定数の維持増大、及び国際的な資源管理の推進に寄与する。	0270
(26)	国際機関を通じた農林水産業協力拠出金(昭和48年度) (関連:30-5,12)	1,917 (1,917)	1,803 (1,803)	1,829 (1,829)	1,906	(1)-②-(ア)	東南アジア漁業開発センター等の国際機関への拠出を通じて、国際的な水産資源管理の推進に寄与する。	0042
(27)	国際分担金 (昭和26年度) (関連:30-5)	641 (595)	696 (660)	631 (593)	655	(1)-②-(ア)	中西部太平洋まぐろ類委員会等の地域漁業管理機関の加盟国として支払う必要のある分担金であり、地域漁業管理機関の加盟国として貢献することにより、国際的な資源管理の推進に寄与する。	0043
(28)	捕鯨対策 (平成16年度) (主)	1,864 (1,705)	5,064 (5,063)	5,062 (5,010)	5,062	(1)-②-(ア)	鯨類の資源評価に必要な科学的データを収集するため、南極海及び北西太平洋において鯨類の科学的調査等を実施するものであり、鯨類の国際的な資源管理の推進に寄与する。	0258
(29)	ICTを利用した漁業技術開発事業 (平成29年度) (主)	—	—	71 (71)	124	(1)-①-(ア)	沿岸の漁船漁業者が、スマートフォン等と連動してリアルタイムで出漁した海域の測定ができる小型機器を開発し、観測網構築を行う。さらに、観測網から得られたデータを用いて、沿岸域における漁場形成を予測するモデルを開発し、漁業者等への配信を行い、適切な操業判断と漁場の共同利用の促進、新規漁業者への漁業技術の継承とスキルアップを図る。 また、養殖事業者がICT技術や先端フォトニクス技術を活用し、養殖魚のサイズ、肥満度や健康状態を水中画像データ、ソナー情報から分析する技術、最適な温度帯で養殖が可能となる遠隔操作で制御できる浮沈式生け簀の開発を行い、「養殖業の成長産業化」「持続的な養殖」を推進する。	0274
政策の予算額[百万円]					28,011 <6,770>			
政策の執行額[百万円]								

(注1)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)複数政策に関連する予算については、<>外書きで記載している。

参考:移替え予算に係る政策手段一覧

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			30年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	平成30年度行政事業レ ビュー 事業番号
	27年度 [百万円]	28年度 [百万円]	29年度 [百万円]				
(1) 【参考:復興庁より】 漁場復旧対策支援事業 (平成24年度)	1,804 (670)	1,228 (759)	701 (587)	713	(1)-①-(ア)	東日本大震災により被災した県は、我が国水産業の生産に重要な位置を占めており、がれきの撤去により漁場機能や生産力を以前の水準に回復させることにより、我が国の水産資源の回復に寄与する。	復-0107
(2) 【参考:復興庁より】 被災海域における種苗放 流支援事業 (平成24年度)	1,839 (1,030)	1,072 (611)	774 (509)	816	(1)-①-(ア)	本事業は、震災により悪化したアワビ、ヒラメ、サケ等の資源を回復させるための種苗放流を支援しており、種苗放流により水産資源の回復に寄与する。	復-0108
(3) 【参考:復興庁より】 放射性物質影響調査推進 事業 (平成24年度)	378 (319)	346 (286)	359 (251)	336	(1)-①-(ア)	水産物に含まれる放射性物質を生産段階で調査することで、基準値を超過した水産物が市場に流通することを未然に防止できる。これにより、安全な水産物を安定的に消費者に供給することができ、以て、水産業の健全な発展に資する。	復-0109
(4) 【参考:復興庁より】 水産業共同利用施設復旧 整備事業 (平成24年度)	5,785 (5,222)	7,950 (6,689)	2,695 (2,490)	1,208	(1)-①-(ア)	種苗生産施設等の復旧により、水産資源の回復に寄与する。	復-0110
(5) 【参考:原子力規制委員会 より】 放射能調査研究に必要な 経費 (昭和32年度)	108 (104)	122 (120)	122 (120)	122	(1)-①-(ア)	我が国周辺海域及び原子力艦寄港海域に生息する海産生物と漁場環境の放射能水準(バックグラウンド値)を把握することによって、水産業の健全な発展に資する。	原-0046

参考資料

1. 各指標における実績値の把握方法及び達成度合の判定方法

施策(1)	目標①	指標(ア)	把握の方法	国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施する我が国周辺水域資源調査により把握。
			達成度合の判定方法	直近15年間の資源評価結果における中高位にある魚種の値の上位3分の2以内の比率(目標値)と実績値との差が、A(おおむね有効):3.0%≦実績値－目標値、B(有効性の向上が必要):0%≦実績値－目標値<3.0%、C(有効性に問題):実績値－目標値<0% とする。
	目標②	指標(ア)	把握の方法	水産庁国際課調査により把握。
			達成度合の判定方法	国際機関による管理対象魚種及び漁業協定数の維持増大目標値以上のときはA(おおむね有効)、その他のときはC(有効性に問題がある)とする。
施策(2)	目標①	指標(ア)	把握の方法	主な栽培漁業対象種及び養殖業等の生産量については、毎年4月下旬から5月初旬に農林水産省統計部より公表される「漁業・養殖業生産統計年報」の速報値により把握。
			達成度合の判定方法	達成率＝(直近5年間の漁業生産量の実績の5中3平均値)÷(当該年度の目標値)×100% A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(イ)	把握の方法	漁場改善計画策定海面での生産量を都道府県を通じて把握。
			達成度合の判定方法	達成率＝ 当該年の実績値÷当該年度の目標値 ×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

2. 用語解説

注1	国際機関	ある一定の広がりをもつ水域の中で、漁業管理をするための条約に基づいて設置された機関。関係国の参加により、対象水域における対象資源の保存・管理のための措置を決定する。
注2	中位または高位水準	水産資源の資源評価を行うに当たって、過去20年以上にわたる資源量(漁獲量)の推移から「高位・中位・低位」の3段階で区分した水準のうち中位または高位にあるもの。
注3	IUU	IUUとは、Illegal Unreported and Unregulated(違法・無報告・無規制)の略称。
注4	栽培漁業	水産資源の維持・増大と漁業生産の向上を図るため、有用水産動物について種苗生産、放流、育成管理等の人為的手段を施して資源を積極的に培養しつつ、最も合理的に漁獲する漁業のあり方。
注5	持続的な養殖業	魚類養殖の際にサンマ等の生餌を過剰に使うことにより、漁場環境が悪化し、養殖魚の病害の発生、赤潮の発生等の原因となることから、継続的に養殖ができるような漁場環境を維持すること。
注6	排他的経済水域	沿岸国の領海基線から200海里(約370km)までの海域(領海部分を除く)であって、この海域における生物資源、海底資源の採取や管理等に関して、当該沿岸国に主権的権利が及ぶとされる海域。
注7	漁場改善計画	養殖漁場環境の維持・改善を通じて持続的な養殖生産を確保するため、漁業者自らが対象となる水域及び養殖の種類を定め、施設や体制の整備などを図るための計画。

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省30－⑦)

政策分野名 【施策名】	漁業経営の安定					担当部局名	水産庁 【企画課/水産経営課/漁業保険管理官/防災漁村課】				
政策の概要 【施策の概要】	我が国周辺の「身近な自然の恵み」が国民の食生活等において十分活用されるようにしていくことが重要であり、そのためには、漁業経営の安定的な発展を確保すること等により、我が国の水産物の自給力を維持・強化することが不可欠である。この中、漁業経営の安定的な発展を確保するため、 ①浜プランの着実な実施とそれに伴う人材の育成及び水産資源のフル活用 ②漁協系統組織の再編整備等の施策を行う。					政策評価体系上の 位置付け	水産物の安定供給と水産業の健全な発展				
政策に関係する内閣の重要政策	水産基本計画（平成29年4月28日閣議決定） 第2Ⅰ 1 浜プランの着実な実施とそれに伴う人材の育成及び水産資源のフル活用 第2Ⅱ 2 漁船漁業の安全対策の強化 第2Ⅱ 4 漁協系統組織の役割発揮・再編整備等 第2Ⅱ 5 融資・信用保証、漁業保険制度等の経営支援の的確な実施 農林水産業・地域の活力創造プラン（平成30年6月1日改訂） Ⅲ 9. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化 未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定） 第2Ⅰ [4] 1 . (3) iv) 水産業改革 経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定） 第2章 5. (4) ①農林水産新時代の構築 規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定） Ⅲ 3. 水産分野					政策評価 実施予定時期	令和3年8月				
施策（1）	浜プランの着実な実施とそれに伴う人材の育成及び水産資源のフル活用										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	浜プランの実施により、各地域の収入向上とコスト削減に取り組み、漁業所得の向上を目指すとともに、経営として漁業を行う者の大宗が漁業収入安定対策事業に加入しつつ、それぞれの経営に合った施策を活用する等により、より収益性の高い漁業経営を実現することを目指す。また、漁業経営の体質強化、融資・信用保証等の経営支援施策の的確な実施、担い手の確保と人材の育成、安全対策の強化等により、活力ある漁業生産構造の確立を目指す。										
目標① 【達成すべき目標】	浜プランの着実な実施										
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					29年度	30年度	元年度	2年度	3年度		
(ア) 各年度の漁業所得向上目標を達成した地区の割合	68%	平成27年度	70%	各年度	70%	70%	70%	70%	70%	F＝一直	水産基本計画（平成29年4月28日閣議決定）では、浜の活力再生プラン（以下「浜プラン」という。）について、各地域の収入向上とコスト削減の具体的な対策の実施により漁業所得を5年間で10％以上向上させることを目指すこととされている。これを踏まえ、浜プランを實踐して漁業所得向上に取り組む地区のうち、各年度の漁業所得向上目標を達成した地区の割合を測定指標として選定した。毎年度の目標値は、平成27年度の実績値が68％であり、各地区の漁業所得向上目標が毎年度向上するように設定されていることを踏まえ、70％以上を維持することとした。 ※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、実績評価は、評価時点で把握可能な最新の実績値に基づき実施する。
					68%	66%					

目標② 【達成すべき目標】		資源管理・収入安定対策の推進									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	年度ごとの実績値								
			29年度	30年度	元年度	2年度	3年度				
(ア) 漁業収入安定対策事業加入 漁業者による漁業生産の割合	-	平成22年度	90%	令和4年度	80%	82%	84%	86%	88%	F↑一直	水産資源の持続的利用と漁業経営の安定的な発展を確保することにより、我が国の水産物の自給力を維持・強化しているため、漁業収入安定対策事業に加入する者による漁業生産の割合を90%(令和4年度)にすることを目指すこととしている。毎年度の目標値は、24年度を70%とし、年2ポイントの増加を目指す。
					70%	74%					
目標③ 【達成すべき目標】		担い手の確保									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	年度ごとの実績値								
			29年度	30年度	元年度	2年度	3年度				
(ア) 新規漁業就業者数	1,867人	平成22年度	2,000人	各年度	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人	F＝一直	漁業就業者数は、平成20年の22万人から平成28年には16万人に減少し、特に45歳未満の漁業就業者数は、平成20年と比較し約9千人減少している。このような状況の中、漁業を担う人材の円滑な世代交代により、活力ある漁業生産構造を維持するためには、45歳未満の就業者数を全漁業就業者数の45%程度に維持する必要があるため、そのためには2,000人の若い漁業就業者を確保するため、新規漁業就業者数を測定指標として選定し、年間2,000人確保することを目標とする。
					1,971人	調査中 7月末までに把握予定					
(イ) 漁船の事故隻数	662隻	平成23年 ～平成27年	587隻未満	令和2年	632隻未満	617隻未満	602隻未満	587隻未満	-	F↓一直	第10次交通安全基本計画(平成28年度～令和2年度)では、我が国周辺水域で発生する船舶事故隻数について、第9次交通安全基本計画期間の船舶事故隻数の年平均(2,256隻)を令和2年(第10次交通安全基本計画の最終年)までに少なくとも2,000隻未満とすることとされている。 これを踏まえ、我が国周辺水域で発生する船舶事故隻数のうち新たな測定指標である「漁船の事故隻数」について、第10次交通安全基本計画期間において、第9次交通安全基本計画期間の漁船事故隻数(本邦に寄港しない外国籍漁船を除く)の年平均(662隻)を令和2年までに少なくとも587隻未満とすることを目標とする。 (注)交通安全基本計画期間の船舶事故隻数は、本邦に寄港しない外国籍船舶を除く。 (注)根拠とする数値は暦年で計上している。
					533隻	532隻					

施策(2)		漁協系統組織の役割発揮・再編整備等									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		漁業協同組合が今後とも漁業者の生産活動を支えていけるよう、販売事業の強化、信用事業の健全化・効率化等、組織再編を含む漁協の自主的な経営・事業改革を促進する。									
目標① 【達成すべき目標】		漁業協同組合系統(注1)等の再編整備									
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					29年度	30年度	元年度	2年度	3年度		
(ア) 広域での漁協合併件数	0件	平成28年度	9件 (累計)	元年度	1件	4件	9件	-	-	S↑－差	漁協の組織・事業規模は、総じて零細であり、規模拡大による業務の効率化が喫緊の課題となっている。このため、広域での漁協合併等により経営基盤強化を目指している漁協を支援し、県域で定める合併基本方針に基づく実情に応じた広域での漁協合併を実現させ、漁協の経営基盤を強化することが必要である。 このような中、漁協系統組織は平成29年度からの3年間で「JF経営基盤強化実践期間」と位置づけ、漁協経営基盤強化に向けた合併等の漁協組織再編の取組を実践することとしている。また、合併計画の策定支援等を行うことも踏まえ、3年間で広域での漁協合併の件数を測定指標の対象とし、県域漁協系統が定める合併基本方針を基に、元年度までに9件の広域での漁協合併を実現させることを目標値として設定する。
					0件	1件					

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			30年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	平成30年度行政事 業レビュー 事業番号
	27年度 [百万円]	28年度 [百万円]	29年度 [百万円]				
(1) 漁業近代化資金通法 (昭和44年)	—	—	—		(1)-②-(ア)	漁業者等に対し水産業協同組合又は農林中央金庫が行う長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするための措置。 国が利子補給を行うことにより、漁業者等の資本装備の高度化、経営の近代化に寄与する。	—
(2) 中小漁業融資保証法 (昭和27年)	—	—	—		(1)-②-(ア)	中小漁業者等の漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にするための措置。 中小漁業者等に対する債務保証を主たる業務とする漁業信用基金協会の及び独立行政法人農林漁業信用基金がその保証等につき保険を行う制度を確立することにより、中小漁業者等の経営の安定に寄与する。	—
(3) 漁船損害等補償法 (昭和27年)	—	—	—		(1)-②-(ア)	不慮の事故によって漁船や漁船に積んだ漁獲物等が受けた損失及び他の船に衝突するなどの漁船の運航に伴う不慮の事故により漁業者が負担することとなった費用を補償し、漁業経営の安定に資することを目的とする。 これにより、多様な漁業経営の確保・安定に寄与する。	—
(4) 漁業災害補償法 (昭和39年)	—	—	—		(1)-②-(ア)	自然災害又は不慮の事故によって漁獲が減少した場合や漁具や養殖施設等が壊れた場合に、漁業者が受けた損失を補償し、漁業経営の安定に資することを目的とする。 これにより、多様な漁業経営の確保・安定に寄与する。	—
(5) 漁業経営の改善及び再建整 備に関する特別措置法 (昭和51年)	—	—	—		(1)-②-(ア)	漁業経営の改善、漁業経営の維持が困難な中小漁業者がその漁業経営の再建を図るため緊急に必要とする資金の融通の円滑化等のための措置。 これにより、効率的かつ安定的な漁業経営の育成に寄与する。	—
(6) 国立研究開発法人水産研 究・教育機構法 (平成13年)	—	—	—		(1)-③-(ア)	国立研究開発法人水産研究・教育機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定め、中長期目標に定める業務を実施する。 水産基本計画等を踏まえ、農林水産大臣の指示した中長期目標の達成のために行う水産に関する技術の向上に寄与するための試験及び研究等並びに水産業を担う人材の育成を図るための水産に関する学理及び技術の教授を行うことにより、農林水産分野における研究・技術開発等に寄与する。	—
(7) 沿岸漁業改善資金助成法 (昭和54年)	—	—	—		(1)-③-(ア)	沿岸漁業従事者等が自主的に経営の改善等を図ることを促進するため、都道府県が行う無利子貸付事業に対し、政府が必要な助成を行う制度を確立し、もって沿岸漁業の経営の健全な発展等に資することを目的とする。 これにより、担い手の育成及び確保等に寄与する。	—
(8) 遊漁船業の適性化に関する 法律 (平成元年)	—	—	—		(1)-③-(イ)	遊漁船の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資することにより、漁業経営の安定に資することを目的とする。 これにより、遊漁船の海難事故の防止に寄与するとともに、多様な漁業経営の確保・安定に寄与する。	—
(9) 水産業協同組合法 (昭和23年)	—	—	—		(2)-①-(ア)	漁業者等の協同組織の発達を促進するための措置。 これにより、漁業者等の経済的社会的地位の向上と水産業の生産力の増進に寄与する。	—
(10) 漁業協同組合合併促進法 (昭和42年)	—	—	—		(2)-①-(ア)	適正な事業経営を行うことのできる漁業協同組合を広範に育成し、漁業に関する協同組織の健全な発展に資するための措置。 漁業協同組合の合併についての援助等を行うことにより、漁業協同組合の合併の促進に寄与する。	—
(11) 漁業経営セーフティーネット 構築事業 (平成22年度) (主)	15,904 (15,438)	2,450 (2,447)	180 (180)		162 (1)-②-(ア)	漁業者・養殖業者と国の拋出により、燃油・配合飼料の価格がそれぞれ一定基準以上に上昇した場合に補填金を交付する仕組みを継続して実施し、漁業・養殖業経営の安定化を図る。	0285
(12) 漁業信用保証保険事業 (平成15年度) (主)	873 (740)	716 (547)	683 (609)		651 (1)-①-(ア) (1)-②-(ア)	積極的な設備投資の促進を図るため、保証人を不要とし、担保は漁業関係資産に限る融資を支援するとともに、保証業務を安定的かつ持続的に実施し得る体制を整備するため、漁業信用基金協会の広域合併の取組を支援する。 本事業により、中小漁業者等が資金を調達する際の信用力を補完し、経営展開に必要な資金の融通を円滑にし、漁業経営の安定に寄与する。	0279

(13)	漁業経営金融支援事業 (昭和44年度) (主)	502 (394)	495 (385)	425 (396)	251	(1)-②-(ア)	漁業者、漁業協同組合等の金利負担の軽減を図る。 また、認定漁業者が借り入れる漁業経営改善支援資金を無担保・無保証人融資とするため、必要額を(株)日本政策金融公庫に出資することで、経営改善計画を達成するために必要な資金の融資推進が図られることにより、漁業経営の安定に寄与する。	0277
(14)	漁船損害等補償制度関係事業 (昭和27年度) (主)	8,951 (5,171)	8,240 (5,074)	8,297 (5,915)	7,743	(1)-②-(ア)	不慮の事故によって漁船や漁船に積んだ漁獲物等が受けた損失及び他の船に衝突するなどの漁船の運航に伴う不慮の事故により漁業者が負担することとなった費用等を補償し、漁業経営の安定に資することを目的とする措置。 漁船保険組合が行う漁船保険事業等及び国が行う漁船保険再保険事業等により、漁業者が負担することとなった費用等に関して必要な給付を行うことで、漁業経営の安定に寄与する。	0294
(15)	漁業災害補償制度関係事業 (昭和42年度) (主)	8,666 (5,642)	8,749 (5,544)	8,748 (5,559)	8,956	(1)-②-(ア)	自然災害又は不慮の事故によって漁獲が減少した場合や漁具や養殖施設等が壊れた場合に漁業者が受けた損失を補償し、漁業経営の安定に資することを目的とする措置。 漁業共済組合が行う漁業共済事業、全国漁業共済組合連合会が行う漁業再共済事業及び国が行う漁業共済保険事業により、漁業者が受けた損失に関して必要な給付を行うことで、漁業経営の安定に寄与する。	0295
(16)	漁業共済事業実施費補助金 (昭和39年度) (主)	368 (368)	387 (387)	372 (372)	360	(1)-②-(ア)	漁業共済団体の事務経費及び常勤職員の人件費の一部を補助する。(漁業災害補償法第195条第3項の規定に基づく補助) 20漁業共済組合に対し、事務経費及び人件費の一部補助を行うとともに、全国漁業共済組合連合会に対し、事務経費の一部補助を行うことにより、事業の健全かつ円滑な運営を図り、漁業経営の安定等に寄与する。	0276
(17)	漁業収入安定対策事業費 (平成23年度) (主)	23,697 (23,697)	20,303 (20,303)	14,598 (14,598)	11,418	(1)-②-(ア)	漁業共済・積立ぶらすの仕組みを活用し、資源管理等の取組を行う漁業者を対象として、漁業者が拠出した積立金と国費(1:3)による資金を全国漁業共済組合連合会に造成して漁業者の収入額が減少した場合に減収補填を行う(基準収入の原則8割から9割まで積立ぶらすで補填)とともに、漁業者が支払う漁業共済掛金への補助(平均30%相当)を行う。 漁業者による資源管理等の取組に対する補助として、収入額が減少した場合に減収を補填することにより、漁業経営の安定を図ることに寄与する。	0286
(18)	漁場機能維持管理事業 (平成21年度) (主)	2,569 (2,566)	4,112 (4,112)	5,059 (5,056)	115	(1)-②-(ア)	韓国・中国等外国漁船による投棄漁具の回収・処分、外国漁船の影響を受ける漁業者に対する漁業共済掛金の助成、外国漁船による緊急避泊対策、外国漁船の操業状況調査・監視、漁具被害の復旧支援等の外国漁船操業対策に助成を行うことにより、漁業経営の安定の確保に寄与する。 北方地域の領海における我が国漁業者の円滑な操業を確保するため、当該海域での操業に要する追加的経費の負担軽減に必要な経費の支援を実施することにより、漁業経営の安定の確保に寄与する。 漂流・漂着物の発生源対策の一環として漁業系廃棄物の実態把握及び適正な管理・処理処分法の検討を行うための費用等並びに漁業系廃棄物のリサイクル手法の技術開発及びその成果の普及、現場での実証試験やコンサルティングを行うための費用等について助成する。	0283
(19)	漁業構造改革総合対策事業 (平成21年度) (主)	5,319 (4,794)	5,556 (4,566)	5,352 (5,352)	4,850	(1)-①-(ア) (1)-②-(ア)	漁業者の新しい操業・生産体制への転換を促進することで漁業の競争力を強化するため、漁協等に対し、高性能漁船の導入等による収益性向上の実証の取組に必要な経費を支援する。	0282
(20)	浜の活力再生交付金 (経営構造改善目標) (平成17年度) (関連:29-20,22)	8,111 (7,706)	6,946 (6,837)	4,342 (4,175)	6,770	(1)-①-(ア) (1)-②-(ア)	水産業生産基盤としての共同利用施設等の整備について支援。 効率的かつ安定的な漁業経営を育成することで、資源管理・漁業所得補償対策加入漁業者の漁業生産割合の増加に寄与する。	0299
(21)	国立研究開発法人水産研究・教育機構に要する経費 (平成13年度) (関連:29-10)	15,210 (15,191)	19,511 (19,476)	19,553 (19,545)	17,371	(1)-③-(ア)	水産基本計画等を踏まえ、農林水産大臣の指示した中長期目標の達成のために行う水産に関する技術の向上に寄与するための試験及び研究等並びに水産業を担う人材の育成を図るための水産に関する学理及び技術の教授を重点的に実施するため必要な資金を交付及び効率的かつ効果的な研究等を推進する上で必要な施設の整備・改修に要する経費に対する補助を行う。 中長期目標の達成に向け、法人が策定した中長期計画及び年度計画を確実に実施することにより、農林水産分野における研究・技術開発等に寄与する。	0190
(22)	漁船等環境保全・安全推進技術開発事業 (平成21年度) (主、関連:29-12)	50 (48)	41 (37)	51 (50)	28	(1)-③-(ア)	水産業の省力・省人化に資する新技術及び水産業の安全性の向上に資する新技術の実証試験への支援を実施。 本事業を実施することにより、新技術を活用した水産業の省力・省人化や経営体質の改善等を促進し、意欲的な担い手の育成・確保等に寄与する。	0284
(23)	漁村女性地域実践活動促進事業 (前年度:沿岸漁業リーダー・女性育成支援事業) (平成25年度) (主)	33 (30)	20 (20)	21 (18)	0	(1)-①-(ア) (1)-③-(ア)	漁村の女性等が中心となって取り組む特産品の加工開発等の実践活動を支援するとともに、実践活動に向けた研修会や優良事例の成果報告会の開催等への支援を行う。 このことにより、意欲的な担い手の確保等に寄与する。	0289

(24)	水産業改良普及事業交付金 (昭和58年度) (主)	69 (69)	69 (69)	69 (69)	69	(1)-③-(ア)	沿岸漁業等の生産性の向上、漁家経営の改善等のため、水産業改良普及事業の安定的な実施を支援。 水産業普及指導員の普及活動により意欲ある担い手の育成・確保等に寄与する。	0278
(25)	福祉対策事業 (平成20年度) (主)	200 (200)	200 (200)	200 (200)	200	(1)-③-(ア)	漁業者高齢福祉共済事業(通称:漁業者年金)への事務費、漁業者の老後における生活福祉知識の理解を促進する漁業者ライフアドバイザーの養成等を支援。本事業を実施することにより漁業者ライフアドバイザーの活動が促進され、漁業者の生活福祉知識が向上し、それぞれが計画的なライフプランを持ちながら就業することにより漁村が良質な「就業の場」となり、就業希望者が漁業に就業しやすい環境が整い、「新規漁業就業者毎年2,000人の確保」に寄与する。	0281
(26)	漁業人材育成総合支援事業 (平成24年度までの事業名: 漁業就業者確保・育成対策事業) (平成24年度) (主)	825 (825)	829 (829)	927 (897)	771	(1)-①-(ア) (1)-③-(ア)	就業希望者が経験ゼロからでも円滑に漁業に就業できるよう、就業準備段階における資金の給付を行うとともに、就業相談会等の開催、漁業現場での長期研修、漁業活動に必要な技術習得等を支援。本事業を実施することにより漁業就業希望者の漁業への就業と定着が図られ、「新規就業者毎年2,000人の確保」に寄与する。	0287
(27)	漁業労働安全確保総合支援事業 (平成25年度) (主)	19 (19)	16 (16)	15 (15)	16	(1)-③-(イ)	海難事故の分析やライフジャケット等の選定等を行う漁業労働環境カイゼン対策会議の開催及び漁船の労働災害を防止する計画を作成し実施する「安全推進員」の養成により、漁船事故隻数を減少させることに寄与する。	0290
(28)	有害生物漁業被害防止総合対策事業 (平成27年度) (関連:29-12)	534 (514)	528 (514)	535 (486)	469	(1)-①-(ア) (1)-②-(ア)	漁業経営に深刻な影響を及ぼすド、大型クラゲ等の広域に出現する有害生物に対する漁業被害防止対策の効果的・効率的な実施を総合的に支援。 本事業を実施することにより、これらの有害生物による漁業被害が軽減し、漁業経営の安定に寄与する。	0280
(29)	漁協経営基盤強化促進事業 (平成29年度) (主)	-	-	169 (143)	213	(2)-①-(ア)	県域で定める合併基本方針に基づく合併等による効率的な事業改善計画の策定支援、または合併漁協等の立ち上がり時期に必要な借入金に係る軽減措置を講ずることにより、漁協系統組織の基盤強化に寄与する。	0292
(30)	再編整備等推進支援事業 (平成21年度) (主)	89 (88)	-	-	90	(1)-②-(ア)	資源管理計画等に基づく漁獲努力量削減の取組が確実に行われるよう、減船等に対する支援を実施。 本事業を実施することにより、漁業経営等への影響を緩和しつつ、我が国周辺水域における水産資源の管理及び回復並びに漁業生産構造の再編整備の円滑な推進に寄与する。	新30-0033
(31)	信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減[登録免許税:租税特別措置法第78条の3②] (昭和48年度)	<7> (<7>)	<5> (<2>)	<5> (<1>)	<4>	(1)-②-(ア)	漁業信用基金協会が抵当権を設定した場合の登録免許税の軽減のための措置。 漁業者等の負担を軽減することにより、漁業者等への円滑な資金供給に寄与する。	-
(32)	特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例[所得税・法人税:租税特別措置法第28条、第66条の11、第68条の95] (昭和50年度)	<2> (<0.5>)	<2> (<1.1>)	<0.7> (<->)	<->	(1)-②-(ア)	長期の事業を行う特定の基金に支出する負担金又は掛金の必要経費又は損金への算入のための措置。 債務保証の弁済能力の充実により、漁業者等への円滑な資金供給に寄与する。	-
(33)	輸入農林漁業用A重油に対する石油石炭税の免税措置[石油石炭税:租税特別措置法第90条の4] (昭和53年度)	<168> (<94>)	<185> (<87>)	<157>	<157>	(1)-②-(ア)	輸入漁業用A重油に対する石油石炭税の免税措置。 本特例措置を講ずることにより、漁業用A重油に係る税負担が軽減され、漁業経営の安定、水産物の安定供給に寄与する。	-

	(34)	国産農林漁業用A重油に対する石油石炭税の還付措置〔石油石炭税:租税特別措置法第90条の6〕(平成元年度)	<2,443> <2,322>	<2,694> <2,618>	<2,579>	<2,579>	(1)-②-(ア)	国産漁業用A重油に対する石油石炭税相当額を製造業者に還付する。 本特例措置を講ずることにより、漁業用A重油に係る税負担が軽減され、漁業経営の安定、水産物の安定供給に寄与する。	-
	(35)	軽油引取税の課税免除の特例〔軽油引取税:地方税法附則第12条の2の7〕(平成21年度)	<10,996> <10,632>	<10,996> <10,742>	<10,742>	<10,742>	(1)-②-(ア)	漁業用軽油に対する軽油引取税の免税措置。 本特例措置を講ずることにより、船舶の動力源に供する軽油に係る税負担が軽減され、漁業経営の安定、水産物の安定供給に寄与する。	-
	(36)	中小企業者等が機械等取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除〔所得税:法人税:租税特別措置法第10条の3、第42条の6、第68条の11〕(平成10年度)	<109> <86>	<85> <62>	<75> <67>	<72>	(2)-①-(ア)	漁協が設備投資をする場合において、当該設備の取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除の選択適用を行う措置。 漁協等が行う近代化・合理化に向けた設備投資の支援を通じ、水産業の体質強化が図られ、地域経済の活性化及び漁業経営の安定化に寄与する。	-
	(37)	保険会社等の異常危険準備金〔法人税:租税特別措置法第57条の5、第68条の55〕(昭和29年度)	<51> <49>	<53> <51>	<54>	<54>	(2)-①-(ア)	保険会社又は共済事業を行う協同組合の異常危険準備金を対象とし、積立金を損金算入する措置。(積立率は火災共済が掛金額の2.5%、風水害等共済が9%等。) 異常危険準備金の積立金額の損金算入を認めることにより、毎期の収入から計画的に異常損害損失への備えのための内部留保の充実を図られ、漁協系統組織の基盤強化に寄与する。	-
	(38)	中小企業等の貸倒引当金の特例〔法人税:租税特別措置法第57条の10、第68条の59〕(昭和41年度)	<72> <105>	<70> <118>	<96> <63>	<95>	(2)-①-(ア)	中小企業等の貸倒引当金の繰入限度額について、貸倒実績率と法定繰入率の選択適用が認められ、さらに協同組合等はその10%割増しを行う措置。 漁協等の貸倒リスクへの対応力を維持・強化することにより、漁協経営の安定が図られ、漁協系統組織の基盤強化に寄与する。	-
	(39)	農林中央金庫等の合併に係る課税の特例〔法人税:租税特別措置法第68条の2〕(平成13年度)	<0> <0>	<29> <0>	<26> <0>	<321>	(2)-①-(ア)	漁協が一定の要件を満たした合併を行う場合には適格合併とみなし、資産の簿価引継や欠損金の損金算入を行う措置。 漁協合併が促進され、漁協系統組織の基盤強化に寄与する。	-
	(40)	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(商業・サービス業・農林水産業活性化税制)〔所得税:法人税:租税特別措置法第10条の5の2、第42条の12の3、第68条の15の4〕(平成25年度)	<15> <10>	<15> <13>	<12> <13>	<13>	(2)-①-(ア)	青色申告書を提出する漁業者等で、漁業協同組合等から経営改善に関する指導及び助言を受けたものが、その指導及び助言を受けて行う店舗の改修等に伴い、建物附属設備(1台60万円以上)又は器具・備品(1台30万円以上)を取得した場合に、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用できる特例措置。 漁業者等が行う水産物等の品質の向上や高付加価値化、生産コストの低減等に資する設備の導入・更新が促進されるとともに、事務負担の軽減、業務改善等に向けた設備やシステムの導入が図られ、消費税を円滑かつ適正に転嫁できる環境が整備されることで、漁業者等の経営の安定化・活性化に寄与する。	-
政策の予算額[百万円]						54,155 <6,770>			
政策の執行額[百万円]									

(注1)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)複数政策に関連する予算については、<>外書きで記載している。

参考:移替え予算に係る政策手段一覧

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			30年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	平成30年度行政事 業レビュー 事業番号
	27年度 [百万円]	28年度 [百万円]	29年度 [百万円]				
(1) 【参考:復興庁より】 共同利用漁船等復旧支援対 策事業 (平成24年度)	1,747 (1,511)	620 (434)	215 (180)	378	-	本事業は、東日本大震災で被災した漁業者の経営再建に必要な漁船の導入を支援するものであり、被災地の漁業経営の安定に寄与する。	復-0112
(2) 【参考:復興庁より】 漁業者・漁協等への無利子・ 無担保・無保証人融資事業 (平成24年度)	5,180 (4,243)	4559 (3,991)	4,521 (3,794)	2,170	-	被災漁業者等を対象とした災害復旧関係資金について、実質無利子化、無担保・無保証人化措置を講じることは、漁業経営の安定及び水産物の安定供給と水産業の健全な発展に資するものである。	復-0113
(4) 【参考:復興庁より】 漁業経営体質強化機器設備 導入支援事業 (平成24年度)	530 (529)	232 (168)	194 (142)	128	-	本事業は、東日本大震災で被災した漁業者の効率的な操業の再建に必要な省エネ機器設備の導入を支援するものであり、被災地の漁業経営の安定に資するものである。	復-0115
(5) 【参考:環境省より】 地球環境保全試験研究費 (平成13年度)	3.5 (3.5)	3.1 (2.8)	3.7 (3.3)	3.7	-	地球温暖化問題の解決に資する科学的知見の集積を通じ、農林水産分野における研究・技術開発等に寄与する。	環-0102

参考資料

1. 各指標における実績値の把握方法及び達成度合の判定方法

施策(1)	目標①	指標(ア)	把握の方法	水産庁調査により把握。
			達成度合の判定方法	達成率＝各年度の漁業所得向上目標を達成した地区の割合÷目標値(%)×100% A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
	目標②	指標(ア)	把握の方法	水産庁調査により把握。
			達成度合の判定方法	達成率＝漁業収入安定対策事業加入漁業者による漁業生産の割合÷目標値(%)×100% A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
	目標③	指標(ア)	把握の方法	水産庁調査、農林水産省「漁業センサス」により把握。
			達成度合の判定方法	達成率＝当該年度の新規就業者数÷目標値×100% A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(イ)	把握の方法	海上保安庁の公式統計「海難の現状と対策」に掲載されている漁船事故隻数(本邦に寄港しない外国籍漁船を含む)から、海上保安庁への聞き取りで得た本邦に寄港しない外国籍漁船を除いた漁船の事故隻数により把握。
			達成度合の判定方法	A(おおむね有効):毎年の目標値未満(漁船の事故隻数が減少した)の場合 B(有効性の向上が必要):毎年の目標値以上であるが、基準値未満の場合 C(有効性に問題):基準値以上の場合
施策(2)	目標①	指標(ア)	把握の方法	水産庁調査により把握。
			達成度合の判定方法	達成率(%)＝(実績値－基準値)÷(目標値－基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

2. 用語解説

注1	漁業協同組合系統組織	水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)に基づき設立された漁業協同組合並びに都道府県段階及び全国段階等の連合会に至る協同組織。単に「漁業協同組合」という場合は「沿海地区漁業協同組合(沿海地区漁協)」を指す。
----	------------	---

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省30－②)

政策分野名 【施策名】	漁村の健全な発展	担当部局名	水産庁 【計画課/防災漁村課/加工流通課】
政策の概要 【施策の概要】	漁村地域においては、景観等の地域資源、多面的機能等、漁村のもつ特性を活かして希望を持って定住できる地域を実現していくことが重要である。また、水産物は「身近な自然のめぐみ」であるとともに、国民の健康の維持向上にも寄与するものであり、その消費拡大に取り組むことが重要である。 この中、水産物の供給拠点として極めて重要な役割を果たす漁村の健全な発展を図るため、 ①漁港・漁場・漁村の総合的整備及び多面的機能の発揮の促進 ②加工・流通・消費・輸出に関する施策の展開 の施策を行う。	政策評価体系上の 位置付け	水産物の安定供給と水産業の健全な発展
政策に関する内閣の重要政策	水産基本計画(平成29年4月28日閣議決定) 第2 I 4 加工・流通・消費・輸出に関する施策の展開 第2 I 5 漁港・漁場・漁村の総合的整備 第2 I 6 多面的機能の発揮の促進 第2 II 3 渚泊の推進による漁村への来訪者増加 漁港漁場整備長期計画(注1)(平成29年3月28日閣議決定) 第1 漁場漁港整備事業についての基本的考え方 第2 実施の目標及び事業量 社会資本整備重点計画(注2)(平成27年9月18日閣議決定) 第3章 計画期間における重点目標と事業の概要 農林水産業・地域の活力創造プラン(平成30年6月1日改訂) Ⅲ 9. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化 未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定) 第2 I [4] 1 .(3) iv)水産業改革 経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定) 第2章 5. (4)①農林水産新時代の構築 規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定) Ⅲ 3. 水産分野	政策評価 実施予定時期	令和3年8月

施策(1)		漁港・漁場・漁村の総合的整備及び多面的機能の発揮の促進									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		漁村の持つ特性を活かしつつ、希望を持って定住できる地域を実現するため、藻場・干潟の保全・創造等の豊かな生態系を目指した水産環境整備、水産物の安定供給基盤となる漁港機能の維持・向上、漁村地域の労働・生活環境の改善、災害に強い漁村づくり等を推進する。									
目標① 【達成すべき目標】		水産業・漁村の多面的機能(注3)の発揮									
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					29年度	30年度	元年度	2年度	3年度		
(ア) 漁場再生及び新規漁場整備による水産物の増産量	0万トン	平成28年度	8万トン (累計)	令和3年度	1.6万トン	3.2万トン	4.8万トン	6.4万トン	8万トン	S ↑ 一直	漁港漁場整備長期計画(平成29年3月28日閣議決定。以下、「長期計画」という。)において、重点課題「豊かな生態系の創造と海域の生産力向上」を達成するため、成果目標として、「水産資源の回復や生産力の向上のための漁場再生及び新規漁場整備による水産物の増産量」を定めていることを踏まえ、この成果目標を達成することにより、水産業・漁村の多面的機能の発揮に寄与するものとして設定した。 目標値については、水産基本計画における自給率目標の達成のため、排他的経済水域を含めた我が国周辺水域における漁場整備を図ることとし、事業実施主体からの実施要望等を踏まえ、長期計画において目指す主な成果として、令和3年度までにおおむね8万トンの水産物を増産するものとした。 ※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、実績評価は、評価時点で把握可能な最新の実績値に基づき実施する。
					1.3万トン	-					
(イ) 都市漁村交流人口の増加数	0万人	平成28年度	100万人	令和3年度	20万人	40万人	60万人	80万人	100万人	S ↑ 一直	水産業・漁村の多面的機能が発揮され、漁村の持つ魅力発信により、漁村への訪問や漁村の人々との交流の促進が期待されることから、「都市漁村交流人口の増加数」を指標として選定した。 なお、漁港漁場整備長期計画(平成29年度3月28日閣議決定)の中で、漁村の活性化により都市漁村交流人口を33年度までにおおむね 100万人増加させることとしており、年度ごとの目標値は、33年度の目標値を達成するため、毎年一定割合で向上させることとして、設定した。 ※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、実績評価は、評価時点で把握可能な最新の実績値に基づき実施する。
					22万人	-					

目標② 【達成すべき目標】		漁業地域の防災機能・減災対策の強化										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	年度ごとの実績値									
			29年度	30年度	元年度	2年度	3年度					
(ア) 海岸堤防等の個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定率	約0%	平成26年度	100%	令和2年度	32%	54%	77%	100%	－	S ↑ 一直	社会資本整備重点計画(平成27年9月18日閣議決定。以下「重点計画」という。)では、平成27年度から32年度の計画期間において、厳しい財政制約の下、社会資本のストック効果が最大限に発揮されるよう、集約・再編を含めた戦略的メンテナンス、既存施設の有効活用(賢く使う取組)に重点的に取り組むとともに、社会資本整備の目的・役割に応じて、「安全安心インフラ」、「生活インフラ」、「成長インフラ」について、選択と集中の徹底を図ることとし、4つの重点目標と13の政策パッケージを設定したところ。 重点計画の重点目標に係る指標のうち、農地・漁港・海岸分野では、戦略的な維持管理・更新等を推進するため「海岸の長寿命化計画(個別施設計画)の策定率」を指標として設定するとともに、南海トラフ巨大地震・首都直下型地震等の大規模地震が想定される地域等において、粘り強い構造の海岸堤防等の整備を推進するため「海岸堤防の整備率(計画高までの整備と耐震化)」及び津波到達前に水門等を安全かつ迅速・確実に閉鎖するため「水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率」を指標として設定した。 各年度ごとの目標値については、重点計画の指標を設定する際に行った海岸管理者に対する聞き取り結果を基に設定した。	
(イ) 南海トラフ巨大地震・首都直下型地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率	約16%	平成26年度	約66%	令和2年度	45%	54%	59%	66%	－			S ↑ 一直
(ウ) 南海トラフ巨大地震・首都直下型地震等の大規模地震が想定されている地域等における、水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率	約32%	平成26年度	約89%	令和2年度	53%	65%	77%	89%	－	S ↑ 一直		
(エ) 災害発生時における水産業の早期回復体制が構築された漁港の割合	0%	平成28年度	30%	令和3年度	2%	6%	8%	12%	30%			S ↑ 一直
(オ) 防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口割合	48%	平成27年度	60%	令和3年度	52%	54%	56%	58%	60%	S ↑ 一直		漁港漁場整備長期計画(平成29年3月28日閣議決定。以下、「長期計画」という。)において、重点課題「大規模自然災害に備えた対応力強化」を達成するため、成果目標として、「災害発生時における水産業の早期回復体制が構築された漁港の割合」、「防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口割合」を定めていることを踏まえ、これら成果目標を達成することにより、漁業地域の防災機能・減災対策の強化に寄与するものとして設定した。 目標値のうち、「災害発生時における水産業の早期回復体制が構築された漁港の割合」については、事業実施主体からの実施要望等を踏まえ、水産物の流通拠点となる漁港(注4)において、陸揚げ用の岸壁及びその前面水域の静穏度を確保するための防波堤等主要施設において地震・津波に対する安全性が確保され、かつ、地域の水産業の継続や復旧を図るための計画等が策定された漁港の割合を、0%(平成28年度)から、おおむね30%(令和3年度)に向上させることを目標とした。年度ごとの目標値については、長期計画での目指す主な成果を設定する際に実施した漁港管理者に対する聴き取り結果等を基に設定した。 また、「防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口割合」については、事業実施主体からの実施要望や防災・減災対策の緊急性を踏まえ、全国の漁業依存度や漁家の割合が高い漁村において、避難地となる緑地・広場施設等の整備により、防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口割合を、48%(平成27年度)から、概ね60%(令和3年度)に向上させることを目標とした。年度ごとの目標値については、令和3年度の目標値(おおむね60%)を達成するため、毎年一定割合で向上させることとした。 ※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、実績評価は、評価時点で把握可能な最新の実績値に基づき実施する。
(カ) 老朽化に対して施設の安全性が確保された漁港の割合	66%	平成28年度	100%	令和3年度	73%	80%	86%	93%	100%			
					33%	60%						
					45%	54%	59%	66%	－			
					33%	42%						
					40%	53%						
					1%	3%						
					53%	54%	56%	58%	60%			
					53%	－						
					73%	80%	86%	93%	100%			
					78%	79%						

施策(2)		加工・流通・消費・輸出に関する施策の展開									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		水産物の品質・衛生管理対策の推進、加工・販売等の6次産業化の推進、加工・流通機能の発揮による適切な需給バランスの確保等により、水産物の消費拡大と安全な水産物の安定供給を目指す。									
目標① 【達成すべき目標】		多様なニーズへの対応による消費量の拡大及び水産物の輸出促進									
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					29年度	30年度	元年度	2年度	3年度		
(ア) 魚介類(食用)の消費量	49.4kg/人 年	平成26年度	46.4kg/人 年	令和9年度	46.4kg/人 年	46.4kg/人 年	46.4kg/人 年	46.4kg/人 年	46.4kg/人 年	F＝一直	新たな「水産基本計画」(平成29年4月28日閣議決定)において、令和9年度の1人1年当たりの食用魚介類の消費量(粗食料ベース)を46.4kgとする目標を掲げていることから、年度毎の目標値に「46.4kg/人年」を設定した。 ※評価実施時期に、評価対象年度の「魚介類(食用)の消費量」を把握できないことから、前年度の概算値を用いて実績評価を行う。
					45.6kg/人 年	調査中 8月頃把握 予定					
(イ) 水産物の輸出額	1,700億円	平成24年	3,500億円	令和元年	2,847億円	3,157億円	3,500億円	-	-	F↑－直	新たな「水産基本計画」(平成29年4月28日閣議決定)において、「未来への投資を実現する経済対策」(平成28年8月2日閣議決定)において、農林水産物・食品輸出額について令和元年に1兆円を達成することとされており、水産物についても3,500億円目標の達成に向け、一層の輸出拡大に取り組むこととされていることを踏まえ、「水産物の輸出額」を指標として設定した。目標値は、基準年の2012年(1,700億円)から2019年(3,500億円)までの年間増加率(年10.9%)を用いて設定した。
					2,749億円	3,031億円					
(ウ) 輸出拡大漁港数	0漁港	平成28年度	60漁港	令和3年度	6漁港	12漁港	18漁港	24漁港	60漁港	S↑－直	漁港漁場整備長期計画(平成29年3月28日閣議決定。以下、「長期計画」という。))において、重点課題「水産業の競争力強化と輸出促進」を達成するため、成果目標として、「水産物の流通拠点や生産拠点となる漁港(注5)であって輸出増大が見込まれる水産物を取り扱う漁港のうち、輸出を拡大させる漁港数」を定めていることを踏まえ、この成果目標を達成することにより、多様なニーズへの対応による消費量の拡大及び水産物の輸出促進に寄与するものとして設定した。 目標値については、事業実施主体からの実施要望等を踏まえ、水産物の流通拠点や生産拠点となる漁港であって輸出増大が見込まれる水産物を取り扱う漁港において、漁港の生産・流通機能の強化や輸出先国ニーズに対応した生産・流通体制の確保などの輸出拡大に資する取組を実施し新たに輸出拡大した漁港数をおおむね60漁港(令和3年度)に拡大させることを目標とした。年度ごとの目標値については、長期計画での目指す主な成果を設定する際に実施した漁港管理者に対する聴き取り結果等を基に設定した。
					6漁港	13漁港					

目標② 【達成すべき目標】		漁港における市場・流通機能の強化									
測定指標	基準値	目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	年度ごとの実績値							
	29年度			30年度	元年度	2年度	3年度				
新たに品質の向上や出荷の安定が図られた水産物の取扱量の割合 (ア)	0%	平成28年度	50%	令和3年度	5%	10%	15%	20%	50%	F ↑ 一直	漁港漁場整備長期計画(平成29年3月28日閣議決定。以下、「長期計画」という。)において、重点課題「水産業の競争力強化と輸出促進」を達成するため、成果目標として、「水産物の流通拠点となる漁港で取り扱われる水産物のうち、新たに品質の向上や出荷の安定が図られた水産物の取扱量の割合」を定めていることを踏まえ、この成果目標を達成することにより、漁港における市場・流通機能の強化に寄与するものとして設定した。 目標値については、事業実施主体からの実施要望等を踏まえ、水産物の流通拠点となる漁港において、新たに水産物の安全の確保・鮮度保持、出荷量の安定化、生産・流通コストの削減が図られた水産物の取扱量の割合を、おおむね50%(令和3年度)にすることを目標とした。年度ごとの目標値については、長期計画での目指す主な成果を設定する際に実施した漁港管理者に対する聴き取り結果等を基に設定した。
					6%	8%					
政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			30年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等					平成30年度行政事業レビュー 事業番号
	27年度 [百万円]	28年度 [百万円]	29年度 [百万円]								
(1) 漁港漁場整備法 (昭和25年)	—	—	—	—	(1)①-①-① (1)①-②-① (1)②-①-① (1)②-②-① (2)①-①-① (2)①-②-① (2)②-②-①	水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、漁港漁場整備事業を総合的かつ計画的に推進し、及び漁港の維持管理を適正にし、もって国民生活の安定及び国民経済の発展に寄与し、あわせて豊かで住みよい漁村の振興に資することを目指す。 この法律に基づき漁港漁場整備事業を推進することで、目標が計画的に達成されることに寄与する。					—
(2) 海岸法 (昭和31年)	—	—	—	—	(1)②	津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的とする。 海岸保全施設の整備を行い、津波・高潮等から国土を保全することにより、災害時の経済社会活動を支え、国民の生命・財産・生活を守ることに寄与する。					—
(3) 水産加工工業施設改良資金融通臨時措置法 (昭和52年)	—	—	—	—	(2)①-①-①	食用水産加工品の安定供給を図るため、水産加工施設の改良等に必要な資金の融通を行う。資金の円滑な融通は製造のみならず消費拡大に寄与する。					—
(4) 国産水産物流通促進・消費拡大総合対策事業 (平成30年度) (主)	—	—	—	706	(2)①-①-①	水産加工・流通構造の改善、消費者等に対する魚食普及及び漁業からの水産物供給の平準化の取組を総合的に推進することにより、国産水産物の流通促進と消費拡大が図られ、ひいては魚介類の消費量の維持に資する。					新30-0034
(5) 水産基盤整備事業(直轄) (平成13年度) (主)	3,844 (3,776)	3,246 (3,238)	3,034 (3,015)	3,064	(1)①-①-①	国民への水産物の安定供給を図るため、排他的経済水域における漁場整備を実施するとともに、水産基盤整備事業の効果的・効率的実施に資するための調査、技術開発等を実施。 魚礁や増養殖場を整備することにより、水産資源の生産力の向上を図り、新たな水産物の提供に寄与する。					0298
(6) 水産基盤整備事業(補助) (平成13年度) (主、関連:29-12)	30,887 (28,399)	29,445 (29,333)	32,392 (32,257)	28,493	(1)①-①-① (1)①-②-① (1)②-①-① (1)②-②-① (2)①-①-① (2)①-②-① (2)②-②-①	漁場造成や水域環境の保全、主要施設の耐震・耐津波対策や高度な衛生管理対策(注6)に資する漁港整備等を実施。 魚礁や増養殖場の整備により、水産資源の生産力の向上を図り、新たな水産物の増産が可能となる。また、岸壁など主要施設の耐震・耐津波対策により、漁村の防災機能の強化や水産業の早期回復体制の構築を図るとともに、衛生管理対策に資する岸壁や荷さばき所等の整備により、水産物の品質の向上や出荷の安定、輸出の拡大に寄与する。					0297
(7) 農山漁村地域整備交付金 (平成22年度) (関連:29-7,8,12,14,15,17)	102,624の内数 (102,481の内数)	87,427の内数 (87,348の内数)	77,878の内数 (77,842の内数)	75,039の内数	(1)①-①-① (1)①-②-① ～(ウ)	自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農業農村、森林、水産各分野における公共事業を自由に選択し、総合的、一体的な整備の支援。 水産分野では、漁港漁場整備、海岸保全施設整備等とともに、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を総合的、一体的に実施。 魚礁や増養殖場の整備により、水産資源の生産力の向上を図り、新たな水産物の提供が可能となる。 また、海岸保全施設の整備を行い、津波・高潮等から国土を保全することにより、災害時の経済社会活動を支え、国民の生命・財産・生活を守ることに寄与する。					0122

(8)	水産多面的機能発揮対策 (平成25年度) (主、関連:29-12)	2,800 (2,467)	2,800 (1,889)	2,800 (2,012)	2,800	(1)-①-(7)	水産業・漁村の持つ多面的機能の効果的・効率的な発揮により水産業の再生・漁村の活性化を図るため、漁業者等が行う多面的機能の発揮に資する活動に対して支援を行う。 水産業・漁村の持つ多面的機能の発揮により、漁場再生による新たな水産物の提供や生物多様性保全に寄与する。	0304
(9)	鳥獣被害防止総合対策交付金 (平成20年度) (関連:29-12,14,17)	13,001 (10,899)	10,395 (10,269)	9,715 (9,608)	10,350	(1)-①-(7)	市町村が作成する被害防止計画に基づいて行う地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵の整備等の鳥獣被害対策を支援。 また、県域を越える複数の市町村が連携して行う広域的な鳥獣被害対策及び人材育成を支援。 被害防止計画を策定し、効果的な被害防止対策を行う市町村数を増やすことにより、鳥獣による農作物の被害の軽減に寄与する。	0201
(10)	離島漁業再生支援等交付金 (平成22年度) (主)	1,206 (930)	1,206 (963)	1,506 (1,094)	1,506	(1)-①-(7)	離島漁業の再生を図るため、漁場の生産力向上の取組等を支援する。併せて、初期投資負担を軽減し、離島の新規漁業就業者の定着を図るため、漁船・漁具等のリースの取組及び特定有人国境離島地域における雇用創出のための取組等を支援する。 本事業により、離島の漁業集落において、種苗放流や漁場の管理・改善等の取組が行われ、漁場再生による新たな水産物の提供に寄与する。	0301
(11)	浜の活力再生交付金 (平成17年度) (主、関連:29-20,21)	8,111 (7,706)	6,946 (6,837)	4,342 (4,175)	6,770	(1)-①-(イ) (1)-②-(オ) (2)-①-(7)	「浜の活力再生プラン」の目標の達成を支援するため、必要に応じたプランの見直し、プランに位置づけられた共同利用施設の整備やプラン策定地域における水産資源の管理・維持増大、漁港漁場の機能高度化や防災・減災対策等の取組を支援する。	0299
(12)	農山漁村振興交付金 (平成28年度) (関連:29-3,7,8,12,14,15,16,17,18,19)	-	7,326 の内数 (7,011 の内数)	8,602 の内数 (7,886 の内数)	10,070 の内数	(1)-①-(イ)	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結び付ける取組までを総合的に支援することにより、漁村の活性化、生活環境の向上が図られ、水産業・漁村の多面的機能の発揮に寄与する。	0204
(13)	漁港海岸事業 (昭和32年度) (主)	674 (674)	812 (792)	643 (642)	699	(1)-②	国民経済上、および民生安定上重要な地域を高潮、津波、波浪等による被害から守るため、または貴重な国土を海岸侵食から守るための海岸保全施設の新設や改良を実施するとともに海岸事業にかかわる調査を実施する。 海岸保全施設の整備を行い、津波・高潮等から国土を保全することにより、災害時の経済社会活動を支え、国民の生命・財産・生活を守ることに寄与する。	0296
(14)	水産物流通調査事業 (平成24年度) (主)	86 (81)	79 (79)	80 (80)	77	(2)-①-(7)	漁業経営の安定と水産物の安定供給を図るため、漁業者が市場の動向に応じて効率的な生産を行うことができるよう、水産物の需給・価格の動向に関する情報を漁業者等への確に供給する。 調査対象から提供を受けた毎日の水揚げ状況、価格動向等の情報を、迅速に漁業者等に情報提供し、購買側の意向を生産側に伝えることにより、消費拡大に寄与する。	0303
(15)	水産物輸出倍増環境整備対策事業 (平成27年度) (主)	316 (144)	243 (154)	205 (143)	188	(2)-①-(イ)	水産物の輸出に当たっては、輸出先国の衛生条件を満たすことが必要であることから、水産物のフードチェーン全体で輸出体制を強化し、水産物の輸出拡大を図る。 HACCP認定を促進するため、生産海域モニタリング等への支援、水産庁によるEU向けHACCP認定の体制整備等を実施し、水産物の輸出規模の倍増に寄与する。	0307
(16)	漁港機能増進事業 (平成29年度) (主)	-	-	651 (649)	2,594	(1)-①-(イ)	漁港機能の増進を図るため、就労環境の改善や施設の有効活用・安全対策向上等に資する施設整備に対して支援することにより、漁港のストック効果の最大化に寄与する。	0310
(17)	浜と企業の連携円滑化事業 (平成30年度) (主)	-	-	-	126	(1)-①-(7)	今後の活性化の可能性がある漁場を調査するとともに、浜と企業の連携、参入を促進することによって、漁場及び浜の資源の有効活用が図られ、水産物の増産に資する。	新30-0035
(18)	日本発の水産エコラベル普及推進事業 (平成30年度) (主)	-	-	-	70	(2)-①-(イ)	輸出先国の事業者に対して我が国の水産資源の持続可能性や環境配慮への取組を統一的な規格に基づいて伝達することにより、市場の拡大等が可能となる。	新30-0036
(19)	酸素充填解凍を用いた生鮮用冷凍水産物の高品質化技術開発事業 (平成30年度) (主)	-	-	-	41	(2)-①-(イ)	魚肉の褐変を抑制する方法として酸素充填解凍技術(MAP技術)を確立することにより、養殖魚輸出促進を含めた水産物流通や食品ロスの防止による水産物の効率的な利用の推進に寄与する。	新30-0037

	収用に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例〔所得税等：租税特別措置法第33条、第64条、第68条の70〕 (20) 収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除〔所得税等：租税特別措置法第33条の4、第65条の2、第68条の73〕（昭和26年度）	<－>	<－>	<－>	<－>	(1)‑②‑ (ア)、(イ)	公共目的により収用された財産の所有者の譲渡所得等について課税の特例を設け、事業等の円滑な推進を図る。土地等の収用や漁業権の取消等を円滑に行うことにより、海岸事業を支障なく進めることで目標の達成に寄与する。	－
	公害防止用設備等の固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例〔固定資産税・都市計画税：地方税法附則第15条②〕（昭和44年度） (21)	< 8 >	< 4 >	< 1 >	<－>	(2)‑①‑(ア)	特定の公害防止関連施設を取得した場合に固定資産税の2／3の税額控除を行うことが出来る。加工業者の負担軽減は適切な需給バランスの確保に寄与する。	－
政策の予算額[百万円]					40,374 < 102,288 >			
政策の執行額[百万円]								

(注1)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)複数政策に関連する予算については、<>外書きで記載している。

参考:移替え予算に係る政策手段一覧

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			30年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	平成30年度行政事 業レビュー 事業番号
	27年度 [百万円]	28年度 [百万円]	29年度 [百万円]				
(1)【参考:復興庁より】 復興水産加工工業等販路回復 促進事業 (平成24年度)	951 (858)	1,802 (1,601)	1,291 (1,212)	1,254	-	東北地方太平洋沿岸の地域の基盤産業である水産加工工業の復興支援は、漁村の健全な発展に資するだけでなく、被災し販路を失った水産加工業者の販路回復を支援することは、国民への水産物の安定供給と水産業の健全な発展に寄与するものである。	復-0116
(2)【参考:復興庁より】 水産基盤整備事業(補助) (平成24年度)	27,268 (24,869)	11,957 (10,572)	13,368 (12,045)	4,145	-	本事業は、被災地の復興に必要な漁港施設の耐震化等を図るものであり、もって、漁業者が安心して漁業活動に従事できるようになるため、漁村の健全な発展に資するものである。	復-0117
(3)【参考:復興庁より】 農山漁村地域整備交付金 (平成24年度)	9,928 の内数 (3,754 の内数)	11,218 の内数 (7,005 の内数)	13,036 の内数 (9,577 の内数)	9,860 の内数	(1)-②-(7) ~(7)	津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的とする。 海岸保全施設の整備を行い、津波・高潮等から国土を保全することにより、災害時の経済社会活動を支え、国民の生命・財産・生活を守ることに寄与する。	復-0118
(4)【参考:国土交通省より】 北海道開発事業(補助)のうち水産基盤整備事業 (昭和26年度)	11,794 (11,631)	12,503 (12,404)	11,187 (11,143)	8,872	(1)-①-(7) (1)-②-(エ) (1)-②-(オ) (1)-②-(カ) (2)-①-(7) (2)-②-(7)	漁場造成や水域環境の保全、主要施設の耐震・耐津波対策や高度な衛生管理対策に資する漁港整備等を実施。 魚礁や増養殖場の整備により、水産資源の生産力の向上を図り、新たな水産物の増産が可能となる。また、岸壁など主要施設の耐震・耐津波対策により、漁村の防災機能の強化や水産業の早期回復体制の構築を図るとともに、衛生管理対策に資する岸壁や荷さばき所等の整備により、水産物の品質の向上や出荷の安定、輸出の拡大に寄与する。	国-0417
(5)【参考:国土交通省より】 離島振興事業のうち水産基盤整備事業 (昭和28年度)	13,527 (13,077)	14,310 (14,214)	12,424 (12,352)	11,715	(1)-①-(7) (1)-②-(エ) (1)-②-(オ) (1)-②-(カ) (2)-①-(7) (2)-②-(7)	漁場造成や水域環境の保全、主要施設の耐震・耐津波対策や高度な衛生管理対策に資する漁港整備等を実施。 魚礁や増養殖場の整備により、水産資源の生産力の向上を図り、新たな水産物の増産が可能となる。また、岸壁など主要施設の耐震・耐津波対策により、漁村の防災機能の強化や水産業の早期回復体制の構築を図るとともに、衛生管理対策に資する岸壁や荷さばき所等の整備により、水産物の品質の向上や出荷の安定、輸出の拡大に寄与する。	国-0413
(6)【参考:内閣府より】 水産基盤整備に必要な経費 (平成13年度)	4,484 (4,343)	4,150 (4,126)	3,648 (3,542)	3,386	(1)-①-(7) (1)-②-(エ) (1)-②-(オ) (1)-②-(カ) (2)-①-(7) (2)-②-(7)	漁場造成や水域環境の保全、主要施設の耐震・耐津波対策や高度な衛生管理対策に資する漁港整備等を実施。 魚礁や増養殖場の整備により、水産資源の生産力の向上を図り、新たな水産物の増産が可能となる。また、岸壁など主要施設の耐震・耐津波対策により、漁村の防災機能の強化や水産業の早期回復体制の構築を図るとともに、衛生管理対策に資する岸壁や荷さばき所等の整備により、水産物の品質の向上や出荷の安定、輸出の拡大に寄与する。	内-0070
(7)【参考:内閣府より】 地方創生推進交付金 (平成28年度)	-	1,296 (702)	1,124 (1,349))	1,139	(1)-①-(7) (1)-②-(エ) ~(7)	地域再生計画に基づき複数の施設を総合的に整備する事業のうち、漁港施設、漁業集落排水施設の整備により、漁業地域の防災機能の強化、漁村の生活環境の改善に寄与する。	内-0030
(8)【参考:国土交通省より】 離島振興事業 のうち農山漁村地域整備交付金 (平成22年度) (関連:29-7,8,12,14,15,17)	6,598 の内数 (6,561 の内数)	5,290 の内数 (5,270 の内数)	4,963 の内数 (4,933 の内数)	4,597 の内数	(1)-①-(7) (1)-②-(7) ~(7)	自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農業農村、森林、水産各分野における公共事業を自由に選択し、総合的、一体的な整備の支援。 水産分野では、漁港漁場整備、海岸保全施設整備等とともに、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を総合的、一体的に実施。 魚礁や増養殖場の整備により、水産資源の生産力の向上を図り、新たな水産物の提供が可能となる。 また、海岸保全施設の整備を行い、津波・高潮等から国土を保全することにより、災害時の経済社会活動を支え、国民の生命・財産・生活を守ることに寄与する。	国-0413

	(9)	【参考：国土交通省より】 奄美群島振興開発事業 のうち農山漁村地域整備交付金 (平成22年度) (関連：29-7,8,12,14,15,17)	1,836 の内数 (1,836 の内数)	1,784 の内数 (1,784 の内数)	1,625 の内数 (1,625 の内数)	1,430 の内数	(1)-(①)-(ア) (1)-(②)-(ア) ～(ウ)	自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農業農村、森林、水産各分野における公共事業を自由に選択し、総合的、一体的な整備の支援。 水産分野では、漁港漁場整備、海岸保全施設整備等とともに、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を総合的、一体的に実施。 魚礁や増養殖場の整備により、水産資源の生産力の向上を図り、新たな水産物の提供が可能となる。 また、海岸保全施設の整備を行い、津波・高潮等から国土を保全することにより、災害時の経済社会活動を支え、国民の生命・財産・生活を守ること に寄与する。	国-0414
	(10)	【参考：国土交通省より】 北海道開発事業 のうち農山漁村地域整備交付金 (平成22年度) (関連：29-7,8,12,14,15,17)	13,350 の内数 (13,328 の内数)	11,826 の内数 (11,820 の内数)	11,588 の内数 (11,581 の内数)	10,584 の内数	(1)-(①)-(ア) (1)-(②)-(ア) ～(ウ)	自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農業農村、森林、水産各分野における公共事業を自由に選択し、総合的、一体的な整備の支援。 水産分野では、漁港漁場整備、海岸保全施設整備等とともに、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を総合的、一体的に実施。 魚礁や増養殖場の整備により、水産資源の生産力の向上を図り、新たな水産物の提供が可能となる。 また、海岸保全施設の整備を行い、津波・高潮等から国土を保全することにより、災害時の経済社会活動を支え、国民の生命・財産・生活を守ること に寄与する。	国-0417

参考資料

1. 各指標における実績値の把握方法及び達成度合の判定方法

施策(1)	目標①	指標(ア)	把握の方法	当該年度に整備した再生漁場及び新規漁場において漁獲される水産物の増産量を、翌年度に各都道府県が行う現地調査等を通じて実績値を把握
			達成度合の判定方法	達成率＝当該年度の実績値÷当該年度の目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(イ)	把握の方法	都道府県及び市町村を通じて実績値を把握
			達成度合の判定方法	達成率＝当該年度の実績値÷当該年度の目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
	目標②	指標(ア)	把握の方法	社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査により把握(農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査)
			達成度合の判定方法	達成度合＝当該年度実績値／当該年度目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(イ)	把握の方法	社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査により把握(農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査)
			達成度合の判定方法	達成度合＝当該年度実績値／当該年度目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(ウ)	把握の方法	社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査により把握(農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査)
			達成度合の判定方法	達成度合＝当該年度実績値／当該年度目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(エ)	把握の方法	都道府県及び市町村を通じて実績値を把握
			達成度合の判定方法	達成率＝当該年度の実績値÷当該年度の目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(オ)	把握の方法	都道府県及び市町村を通じて実績値を把握
			達成度合の判定方法	達成率＝当該年度の実績値÷当該年度の目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(カ)	把握の方法	都道府県及び市町村を通じて実績値を把握
			達成度合の判定方法	達成率＝当該年度の実績値÷当該年度の目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
施策(2)	目標①	指標(ア)	把握の方法	食料需給表(大臣官房食料安全保障課)により把握
			達成度合の判定方法	達成率＝当該年度の実績値÷当該年度の目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(イ)	把握の方法	財務省貿易統計により把握
			達成度合の判定方法	達成率＝当該年度の実績値÷当該年度の目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(ウ)	把握の方法	都道府県及び市町村を通じて実績値を把握
			達成度合の判定方法	達成率＝当該年度の実績値÷当該年度の目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
	目標②	指標(ア)	把握の方法	都道府県及び市町村を通じて実績値を把握
			達成度合の判定方法	達成率＝当該年度の実績値÷当該年度の目標値×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

2. 用語解説

注1	漁港漁場整備長期計画	漁港漁場整備長期計画とは、漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第6条の3の規定に基づき、5年を一期として閣議決定しているもの。計画期間に係る漁港漁場整備事業の実施の目標及び事業量を規定している。
注2	社会資本整備重点計画	社会資本整備重点計画法の規定により、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、閣議決定により策定。5年を一期として、計画期間における社会資本整備事業の実施に関する重点目標等を定める。
注3	水産業・漁村の多面的機能	水産業及び漁村の有する水産物を供給するという本来的機能以外の多面にわたる機能をいい、物質循環の補完、生態系の保全、生命・財産の保全、交流の場の提供、地域社会の維持・形成などがある。
注4	水産物の流通拠点となる漁港	主要な水産物の産地市場を開設している漁港。
注5	水産物の生産拠点となる漁港	地域の中核的な生産活動等が行われる地区に存在する漁港。
注6	高度な衛生管理対策	水産物の高度な衛生管理とは、陸揚げから流通・加工の一連の処理過程で、細菌等の混入を防ぐなどの管理の徹底を図ること。具体的には、漁港における衛生管理基準に基づき、清浄海水導入施設の整備による陸揚げ処理水等の管理、排水処理施設の整備による港内水質管理、排水の滞留防止、鳥獣侵入防止施設など荷捌所における危害侵入防止、異物混入防止、屋外作業時の風雨等による危害侵入防止等の徹底を図り、その達成状況は、都道府県知事等の漁港管理者が判断する。